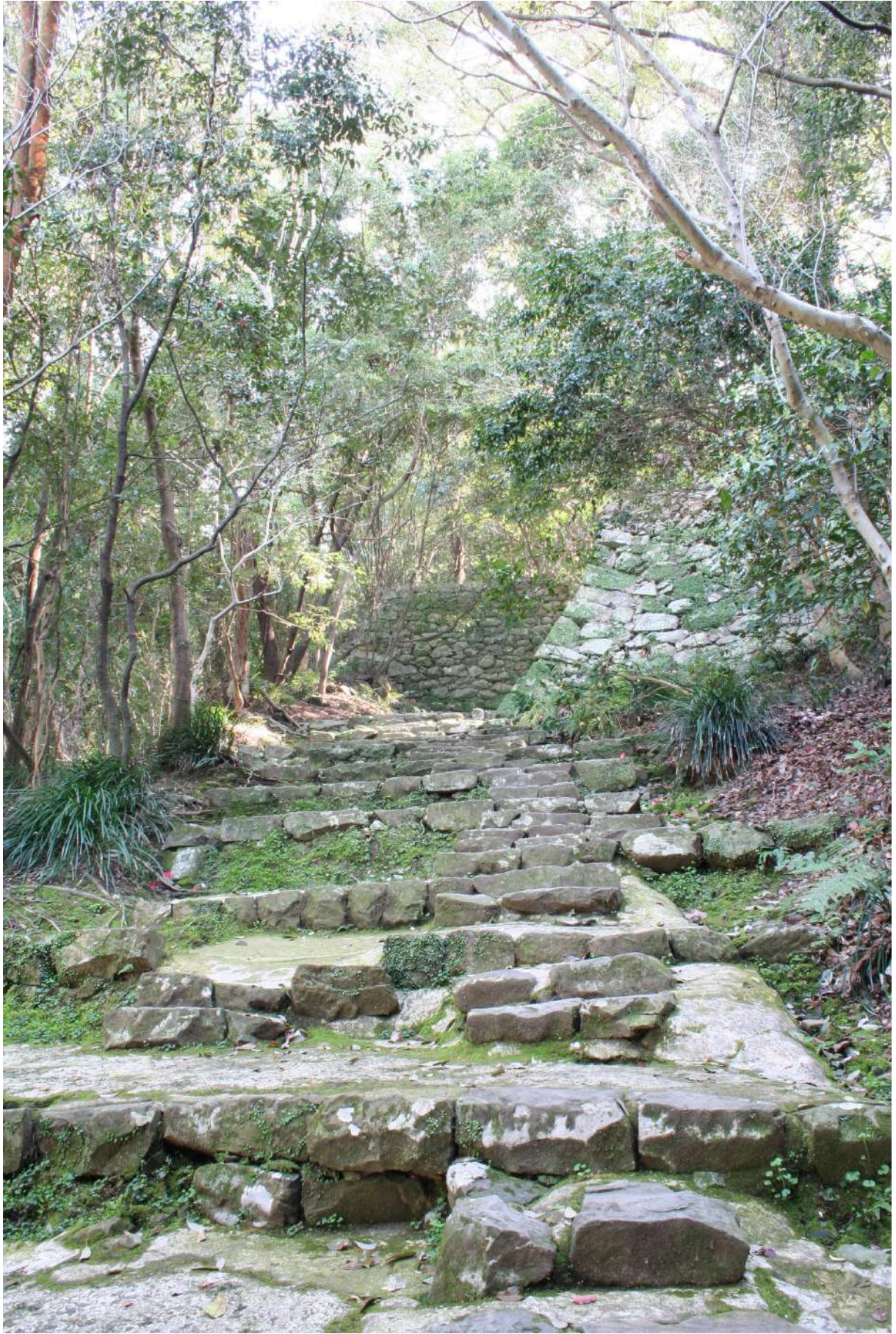




二之門跡から天守を望む



三之丸から本丸へ至る城道



宇和島城下図屏風 (宇和島市立伊達博物館蔵／景観年代：元禄末期)

序 文

宇和島城は、慶長元年（1596）、藤堂高虎が豊臣秀吉より愛媛県西南部一帯の宇和郡 7 万石を拝領した後、一支城だった中世山城の「板島丸申城」^{いたじままるくし}を、領地の支配拠点となる本城として城下町もあわせて近世城郭化をはかり、慶長 6 年（1605）に完成した水城となります。慶長 20 年（1615）、仙台伊達政宗の長男、伊達秀宗が江戸幕府より宇和郡 10 万石を拝領したのは、“伊達 10 万石の城下町”として、江戸時代から今日に至るまで、愛媛のみならず四国西南部の中核都市としての役割を果たし、宇和島城はそのシンボルとして、市民に親しまれてきました。

宇和島伊達家 8 代 宗城^{むねなり}が明治政府に城跡の払い下げを願い出た文書の一文に、「～永世保存すべき勝区に候～」とあります。この精神にのっとり、宇和島城の本質的価値を明らかにし、その保存・管理に努め、後世に確実に継承するとともに、より多くの人に宇和島城の価値や魅力について理解を深めていただけるような活用・整備を図っていくため、史跡宇和島城保存活用計画を策定いたしました。

この計画に基づき、史跡宇和島城の保存と活用を市民の皆様とともに進め、次世代へ継承してまいりますので、御理解と御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、文化庁、愛媛教育委員会並びに関係する皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

宇和島市教育委員会

教育長 金瀬 聡

例 言

- 1 本書は、国指定史跡宇和島城（愛媛県宇和島市）に関する保存活用計画書である。
- 2 保存活用計画策定事業は、宇和島市教育委員会が平成 29 年度（2017）から平成 30 年度（2018）にかけて実施した。予算は国庫補助を受けて実施した。
- 3 事業実施に当たり、「史跡宇和島城保存活用計画策定委員会」を設置し、事務局を宇和島市教育委員会文化・スポーツ課に置いた。
- 4 保存活用計画策定に際しては、文化庁文化財第二課（平成 30 年 10 月 1 日～）、旧文化財部記念物課（～平成 30 年 9 月 30 日）、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けた。
- 5 本事業に関わる調査及び計画案の作成業務の一部を株式会社空間文化開発機構に委託した。
- 6 本書で使用した城郭の各部分（郭・櫓など）の名称は、原則宇和島伊達家史料の名称を使用した。伊達家史料によると“〇〇矢倉”、“〇〇曲輪”と記載されているものが多く、固有名詞としてはそれを使い、用語として用いる場合は、近世城郭で一般的に使われる“櫓”、“郭”とした。
- 7 本書の編集は、宇和島市教育委員会が行った。
- 8 本書で使用した各種データ等は、宇和島市教育委員会に保管している。

目 次

巻頭図版	i
序 文	iv
例 言	v
目 次	vi
第1章 計画策定の沿革と目的	1
第1節 策定の沿革	1
第2節 計画の目的等	2
1 計画の目的	2
2 計画の構成	2
3 計画の対象範囲	3
第3節 策定の体制と経過	5
第4節 上位・関連計画	6
1 第2次宇和島市総合計画	6
2 まち・ひと・しごと創生 ― 宇和島市総合戦略	7
3 宇和島市都市計画マスタープラン	7
4 公共施設等総合管理計画	10
5 宇和島城保存整備計画	11
第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要	13
第1節 史跡に至る経緯	13
第2節 指定の状況	14
1 指定告示	14
2 指定説明文とその範囲	15
3 その他の文化財指定	16
(1) 国指定重要文化財（建造物）	16
(2) 市指定文化財（建造物）	16
4 指定地の状況	17
(1) 管理団体の指定	17
(2) 指定地の面積と所有	17
第3節 宇和島城周辺の環境	21
1 歴史的環境	21
2 自然環境・社会環境	25
(1) 自然環境	25
(2) 社会環境	26
(3) 法的規制	33
第4節 宇和島城の調査成果	38
1 自然環境	38
(1) 地形・地質	38
(2) 植生	41
2 歴史環境調査	46
(1) 宇和島城の沿革と構造	46

(2) 破損と修理の記録	51
(3) 城と城下の変遷	52
3 遺構関連調査	53
(1) 発掘調査	53
(2) 建物調査	55
(3) 石垣調査	57
第3章 史跡宇和島城の本質的価値	63
第1節 本質的価値について	63
1 昭和12年指定当時にあげられた宇和島城の価値	63
2 最新調査成果に基づく本質的価値の再整理	63
3 市民とのかかわりの歴史の中で醸成された価値	64
第2節 構成要素について	65
1 構成要素の特定	65
2 史跡宇和島城を構成する諸要素	66
3 史跡宇和島城の周辺地域を構成する諸要素	82
第4章 現状と課題	85
第1節 保存管理の現状と課題	85
1 指定地の把握と維持管理	85
(1) 指定地の把握と明示における現状と課題	85
(2) 日常管理における現状と課題	86
2 要素毎の保存管理の現状と課題	87
(1) 本質的価値を構成する諸要素における現状と課題	87
(2) その他の諸要素における現状と課題	89
第2節 活用の現状と課題	90
1 現状	90
2 課題	95
第3節 整備の現状と課題	95
第4節 運営・体制の現状と課題	100
1 現状	100
2 課題	100
第5章 大綱と基本方針	101
第1節 大綱	101
第2節 基本方針	101
第6章 保存・管理	103
第1節 保存・管理の方向性	103
第2節 保存・管理の方法	103
第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針並びに取扱基準	104
1 制度の概要	104
2 法令上定められている基準	104
3 史跡宇和島城における現状変更等の取扱いの基本方針	105

4 現状変更等の取扱基準.....	105
第4節 追加指定(指定地復旧)と公有地化.....	108
1 指定地復旧について	108
2 追加指定等関連遺構の保存の検討.....	108
第7章 活用.....	109
第1節 活用の方向性	109
第2節 活用の方法.....	109
1 学校教育における活用.....	109
2 社会教育における活用.....	109
3 中心市街地活性化、観光振興における活用	110
第8章 整備	111
第1節 整備の方向性	111
第2節 整備の方法	111
1 主として保存のための整備の方法.....	111
2 主として活用のための整備の方法.....	112
第9章 運営・体制.....	115
第1節 運営・体制の方向性.....	115
第2節 運営・体制の方法	115
1 管理者・管理団体	115
2 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備.....	116
3 整備事業に関する運営・体制の整備.....	116
4 運営・体制整備に向けて	116
第10章 施策の実施計画の策定・実施.....	117
第1節 実施すべき施策と期間.....	117
1 第1期〔2019年度～2023年度〕	117
2 第2期〔2024年度～2029年度〕及びそれ以降	118
第2節 施策の実施計画の総括表.....	119
第11章 経過観察	121
第1節 経過観察の方向性	121
第2節 経過観察の方法	122
1 第1段階－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認	122
2 第2段階－実施した施策・事業の妥当性、効果の確認と評価.....	122
3 第3段階－保存・活用の基本理念への寄与に係る評価と課題の把握	125
第3節 経過観察により把握された課題の解決	126
<資料編>	127
1 古写真.....	128
2 古絵図・古地図.....	132

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 策定の沿革

第2節 計画の目的等

第3節 策定の体制と経過

第4節 上位・関連計画

第1節 策定の沿革

宇和島城は、16世紀末の築城から幾多の変遷を経て現在に至るまでの、宇和島市はもとより愛媛県西南部（南予）地域の歴史、文化、政治、経済等を語るに不可欠なものである。

400余年にわたる歴史をもつ宇和島城は、日本の近世の歴史を解明する上で貴重な文化財であり、今後、発掘調査や文献調査等による全容の解明とその適正な保存により、文化財としての価値を後世まで継承していく必要がある。また、文化財としての調査、研究、あるいは保存整備等の成果が広く国民に示され、歴史を学ぶ生きた教材として、人々の学習の場に活用されることが望まれている。

一方、宇和島城は、宇和島市を代表する観光地として、市民をはじめ数多くの人々が訪れており、宇和島市の観光産業にも寄与してきた。そして、都市計画公園の歴史公園でもある宇和島城は、市街地のほぼ中央部にある広大な面積を有する自然豊かな公園空間として都市計画上也重要な位置を占め、市民の憩いの場として利用されている。

また、宇和島城は平野部に広がる市街地内の中央部の孤立丘上に立地し、市街地四周から目に入り、地域のランドマークとなっており、宇和島市を視覚的に認識する重要な景観形成要素となっている。本丸にある重要文化財の天守からの眺めも良好で、宇和島市民にとって宇和島城は「ふるさと」を意識するための大切なシンボルとなっている。

以上のように、宇和島城は、その歴史性、文化性において、あるいは景観形成や良好な市民生活を支える都市機能空間として高い評価を受けつつも、現状の保存・活用は課題も多く、必ずしもこれらの評価を高める方向にあるとは言えない。そのため、現状における課題を整理しつつ、宇和島城の有する価値の顕在化し、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と活用・整備の基本的考えを示した「保存活用計画」の必要があると考えられる。

そこで、宇和島城が有する貴重な文化財としての価値を高め、あるいは宇和島市の将来の都市づくりにとって有効な資質の評価を高めるため、宇和島城を宇和島市の歴史と文化の原点として、また、歴史と文化を活かした都市づくりの核として捉え、中長期的な視点を持って、中心市街地に位置する史跡宇和島城の保存と有効活用についての方針を取りまとめた「保存活用計画」を策定し、継続的な保存・活用・整備を進めて行くこととなった。

第2節 計画の目的等

1 計画の目的

史跡宇和島城を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための方向性、方法、現状変更等の取扱基準などを定めた保存活用計画を策定する。

そして計画策定後も、ここに示した事項の実現状況を把握するための経過観察を行うとともに、変化する社会の状況・ニーズを把握し、史跡としての本質的価値の保存とその時々の変化への対応について検討を行う。それら検討の結果に基づき適宜計画の追加・更新を行うものとする。

2 計画の構成

計画の目的に沿って、史跡宇和島城における保存活用計画の基本的な構想を以下に示す。

(1) 保存活用計画の構造

1) 史跡の基本情報の提示

概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況等

2) 史跡の本質的価値の明確化

3) 保存・管理

本質的価値を次世代へ確実に伝えるための「保存・管理」に関する内容。現状変更等の許可に関する取扱基準、公有地化、追加指定等に関わる基本方針についても提示。

4) 活用・整備

保存・管理の確実な実施を前提として、地域住民との合意形成を行なっていく上で必要となる宇和島城の将来像の概要を示した「活用・整備」に関する内容。

5) 運営・体制

保存・管理、活用・整備を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する内容。

(2) 保存活用計画で定める事項

1) 保存活用の基本方針

2) 史跡等を構成する諸要素の特定と価値の明確化

3) 保存・管理の方向性と方法

4) 活用・整備の方向性と方法

5) 運営方法及び体制整備

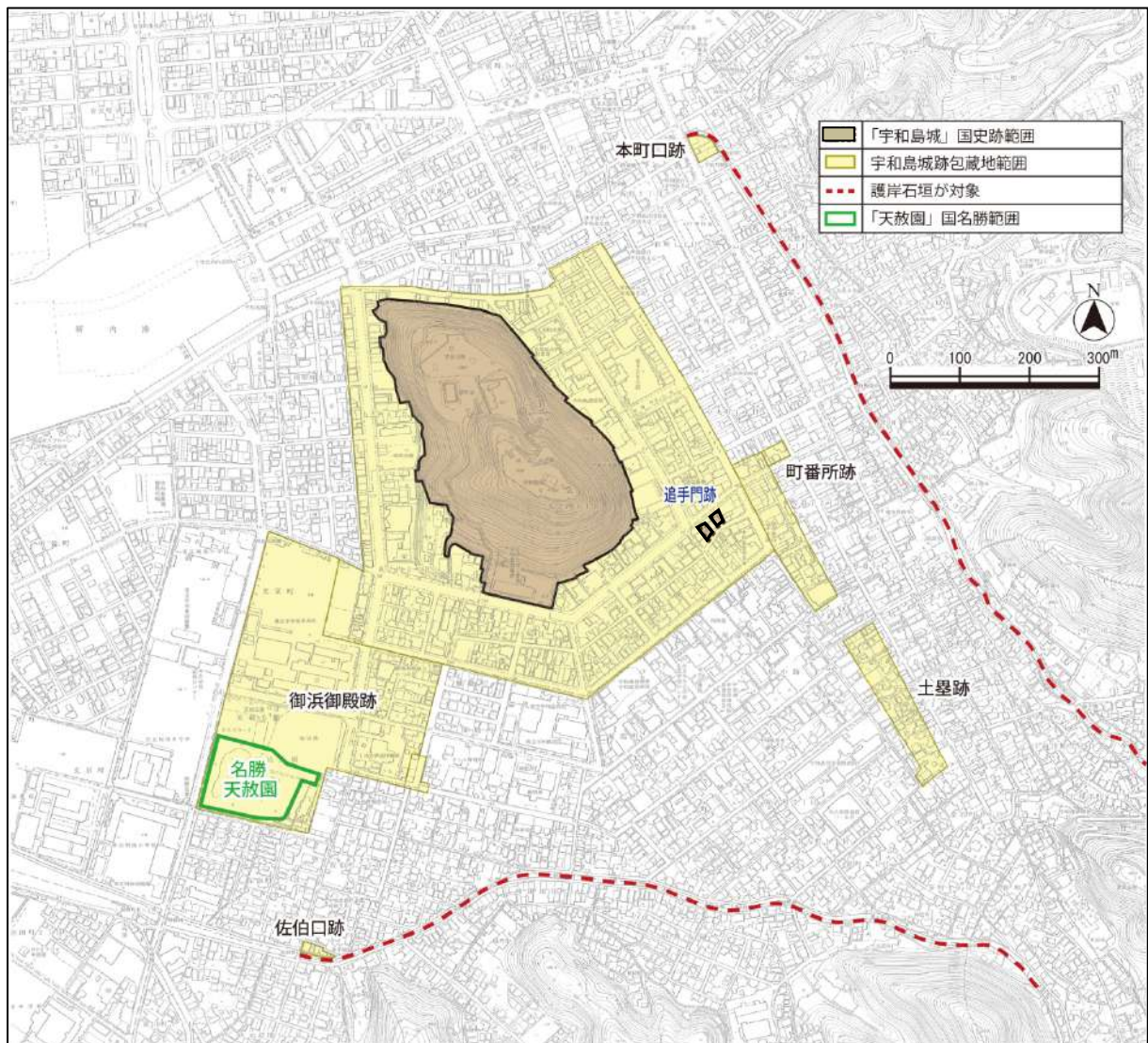
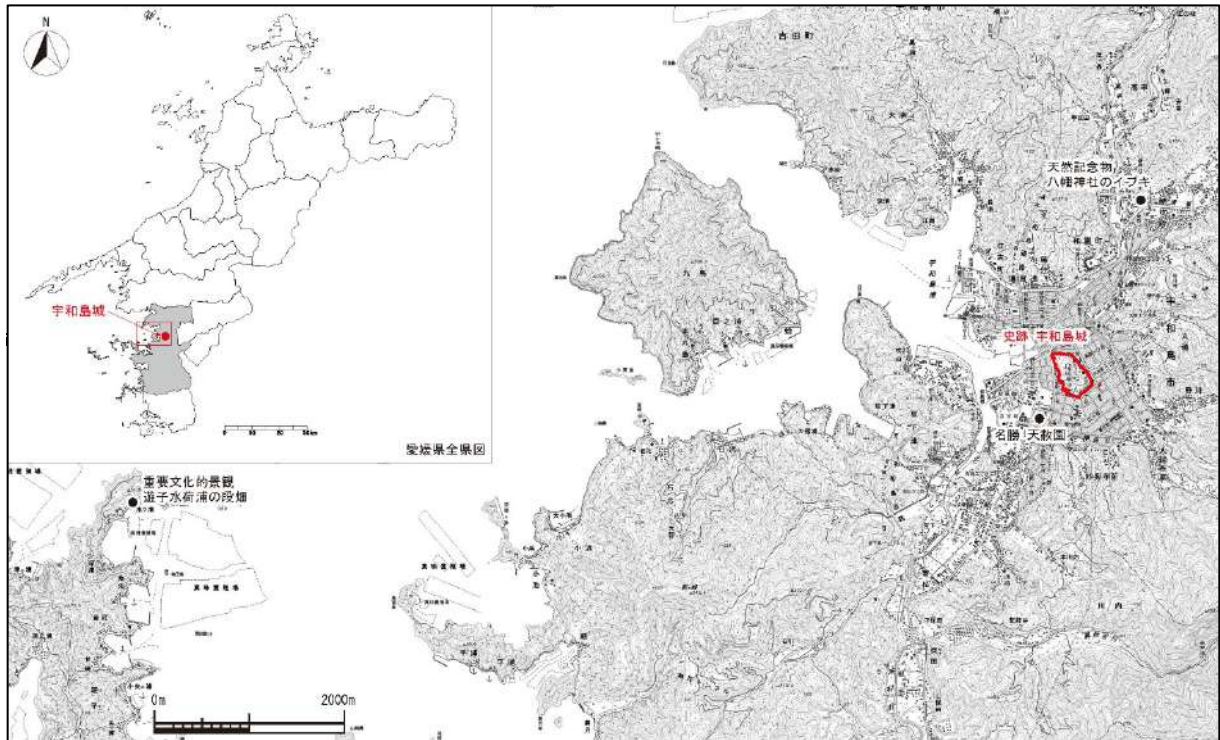
3 計画の対象範囲

この計画の対象とする範囲は、原則として、史跡として指定された城山と呼ばれている丘陵地一帯となる「宇和島城」の範囲とする。しかし、かつてはこの城山の北側、西側は海に面し、丘陵裾部の平坦地には三之丸や総曲輪が取り巻き、これらは海水を引き込んだ堀で囲まれていた。さらに堀の東側、南側には武家屋敷、町屋、寺社等が配置された城下町が広がり、今も史跡指定地外においてもかつての宇和島城及び城下町を偲ぶことができる遺構や面影が残っている。

したがって、宇和島城の成立した歴史的背景や、その城地の選定に際して大きな要因となった地理的、地形的条件、あるいは宇和島城とともに歩んできた宇和島市の都市形成を考慮し、宇和島城保存活用計画の範囲を史跡指定地に限定することなく、海、堀に囲まれていたかつての宇和島城域を計画範囲とするものとする。また、その範囲には文化財保護法に定められた「埋蔵文化財包蔵地」としての「宇和島城跡」を含むものとする。



宇和島城下絵図
(安政・文久頃)
【(公財) 宇和島
伊達文化保存会蔵】



計画範囲図

第3節 策定の体制と経過

適正な計画立案のため、考古・山地保全・建築・石垣・土木・遺跡利活用の専門家・地元有識者からなる「宇和島城保存活用計画策定委員会」を設置し、適時、指導助言を受けながら策定した。「宇和島城保存活用計画策定委員会」の構成及び協議過程については、以下に示す。

【宇和島城保存活用計画策定委員会委員】

名 前	役 職 等	分 野 等
下條 信行	愛媛大学 名誉教授	考古・総括※会長
江崎 次夫	愛媛大学 名誉教授	山地保全
三浦 正幸	広島大学 名誉教授	建築
高瀬 哲郎	石垣技術研究機構 代表	石垣
小林 範之	愛媛大学 教授	土木
佐古 和枝	関西外国語大学 教授	遺跡利活用
本田 耕一	元 宇和島市立伊達博物館館長	地元有識者

【オブザーバー】

文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 山下 信一郎

愛媛県教育委員会文化財保護課 主幹 日和佐 宣正

【事務局】

宇和島市教育委員会 文化・スポーツ課

【コンサルタント】

株式会社 空間文化開発機構

【開催経過】

回次	開 催 日 時	審 議 内 容
1	平成30年2月26日（月） 午後2時～午後5時	・計画の基本的構成（目次案）について審議 ・現状説明
2	平成30年3月26日（月） 午後2時～午後5時	・現状の課題について審議 ・現地指導
3	平成30年12月28日（月） 午後2時～午後5時	・本質的価値について審議 ・大綱及び基本方針について審議
4	平成31年1月28日（月） 午後2時～午後6時 平成31年1月29日（火） 午前9時～午前11時	・本質的価値について審議（再検討） ・大綱及び基本方針について審議（再検討） ・保存管理及び活用整備について審議

第4節 上位・関連計画

1 第2次宇和島市総合計画

第1次宇和島市総合計画の計画期間が平成29年度（2017）で終了し、第2次宇和島市総合計画を新たに策定した状態にある。

平成27年度（2015）に策定された「まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略」との整合性を図りつつ、引き続き魅力あるまちづくりを推進するための総合的かつ戦略的な行政運営の指針とするものである。総合計画は基本構想と基本計画から成る。

（1）基本構想

目指すまちづくりの「統一将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示す。

目標年次を平成39年度（2027）とし、構想期間は平成30年度（2018）から平成39年度までの10年とする。

（2）前期基本計画

基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政各分野にわたって体系的に示す。

急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期・後期ごとに見直しを行う。前期基本計画は平成30年度から平成34年度（2022）までの5年間、後期基本計画は平成35年度（2023）から平成39年度までの5年間としている。前期基本計画の政策目標として「にぎわい」「思いやり」「支えあい」「住みよさ」「学びあい」「共にあゆむ」の6つを掲げている。

このうち史跡宇和島城に関連することがらとして、1-4 観光の振興（にぎわい）、3-6 公園の整備と緑化の推進（支えあい）、4-3 景観の形成（住みよさ）、5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用を取り上げる。

1-4 観光の振興では、施策の方針として交流人口の増加による観光・交流から移住・定住への展開を目指し、体験型・滞在型の観光機能強化とPR活動を中心とした多面的な取り組みを市民と一体となって推進していくとしている。施策の内容・主要事業として観光振興事業、観光情報発信事業、体験型観光事業、インバウンド対策事業、観光プロモーション事業、観光ボランティア事業等を掲げている。

3-6 公園の整備と緑化の推進では、施策の方針として健康増進、交流、防災機能を備えた施設として、快適で安全な環境づくりに向け、公園整備と緑化を推進するとしている。施策の内容・主要事業としては既設公園の改良と管理体制の充実のための公園整備事業（老朽化した既存公園施設・設備の改良・更新）等を掲げている。

4-3 景観の形成では、施策の方針として本市の魅力である歴史と自然を最大限生かして個性的で美しい景観の形成、整備・保全に努めるとし、施策の内容・主要事業のひとつに、景観形成事業を掲げ市街地の文化的景観の形成を掲げ、「景観条例」や「屋外広告物条例」に基

づき、市街地を中心として歴史文化と共生する個性的で美しい都市景観の形成を進めるとしている。

5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・整備では、文化財に関わる施策の方針として、貴重な文化財の保存・整備・活用を行うとともに、情報発信の充実を図るとしている。関連する施策の内容・主要事業としては、文化施設の整備充実のために、伊達博物館を市全体の総合的な博物館として充実を図る伊達博物館管理事業、文化財の保存・整備・活用の主要事業に「宇和島城保存整備事業」を掲げ、「宇和島城の今後の保存と活用を総合的に協議検討し、整備計画を策定します。また、今後の観光振興ともリンクさせ、宇和島城の価値を高める利用計画を定めます。」としている。

2 まち・ひと・しごと創生 — 宇和島市総合戦略

国が「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を基に、宇和島市における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、平成27年度からの5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

宇和島市の目指すべき将来の方向性

「人や地域、まちが元気になる魅力的なうわじまづくり」

基本目標1.農林水産業を柱とした産業・経済の活性化と雇用の場の創出

基本目標2.仕事・住まい・暮らしの整備による移住・定住の促進

基本目標3.結婚の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実

基本目標4.安全・安心を確保した、持続可能なまちづくり

具体的な施策・事業で宇和島城に関わるのは「施策3：新規創業や商業の活性化を通じた雇用の場の創出」で、取り組み内容として、「西国の伊達と言われる宇和島藩の歴史をはじめとし、自然、文化、食などの魅力を国内外へ発信し、宇和島への来訪者の拡大や、観光振興による地域経済の活性化。また自転車新文化の推進をはじめ広域的な観光の取り組みや観光情報の多言語化の推進、外国人観光客の受け入れ体制の強化などを通じた雇用拡大。」を挙げている。

「観光振興事業」の実施を予定しており、事業内容として、「東アジア圏をターゲットとした広域観光商品の開発や国内観光プロモーションの強化。観光支援員の配置による観光客の受け入れ体制の整備。観光アプリ（伊達なうわじま安心ナビ）やホームページなど観光情報媒体の多言語化や無線LANの整備などによる外国人観光客の誘客やサービス向上の促進」を挙げている。

3 宇和島市都市計画マスタープラン

宇和島市の都市計画に関する基本的な方針であり、市が定める個別都市計画の指針となるもので、愛媛県が定める宇和島都市計画マスタープランに即するものである。計画期間は平成23年

(2011) から20年間で、目標年次を平成42年(2030)、中間年次を平成32年(2020)とする。

将来像

「四国西南地域の中核を担う 自立・共生・協働のまち」

“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して

この将来像は、平成17年(2005)8月の市町村合併を経て平成20年(2008)3月に策定した第1次宇和島市総合計画の目指す将来像「自立・共生・協働のまち “人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して」を引き継ぐものである。宇和島城と関係する内容を以下に示す。

都市づくりの基本的方向性が4つ示されているが、特に宇和島城と関連するのは「1）四国西南地域の自立・発展をけん引する拠点の形成」の中で「…宇和島城をはじめとした景観資源を生かした美しい都市景観の保全・形成を図る。」と位置づけられている。

宇和島地域中心部の将来都市構造イメージ

「四国西南部の中核を担う都心〔広域拠点〕の形成」

上記イメージの具体例の中に、「城山公園を中心とした城下町の景観づくり」が示されている。

【都市環境形成の方針】

◆歴史的環境の保全

…宇和島城…など、歴史的資源は…積極的に保全を図るとともに、周辺市街地などにおいてもこれらの歴史的資源との調和を図り、面的な広がりでの歴史的風致の維持・向上の推進を検討する。また、これらの資源や環境を観光資源として活用するための誘導サインや移動支援システムなどの導入を検討する。

◆個性的な景観形成

…城山周辺…をはじめとする優れた景観を保全するための景観計画区域の拡大を図りつつ、歴史的資源や文化的資源を保全・活用した個性的な景観形成の推進を図る。

【地域別構想—宇和島地域】

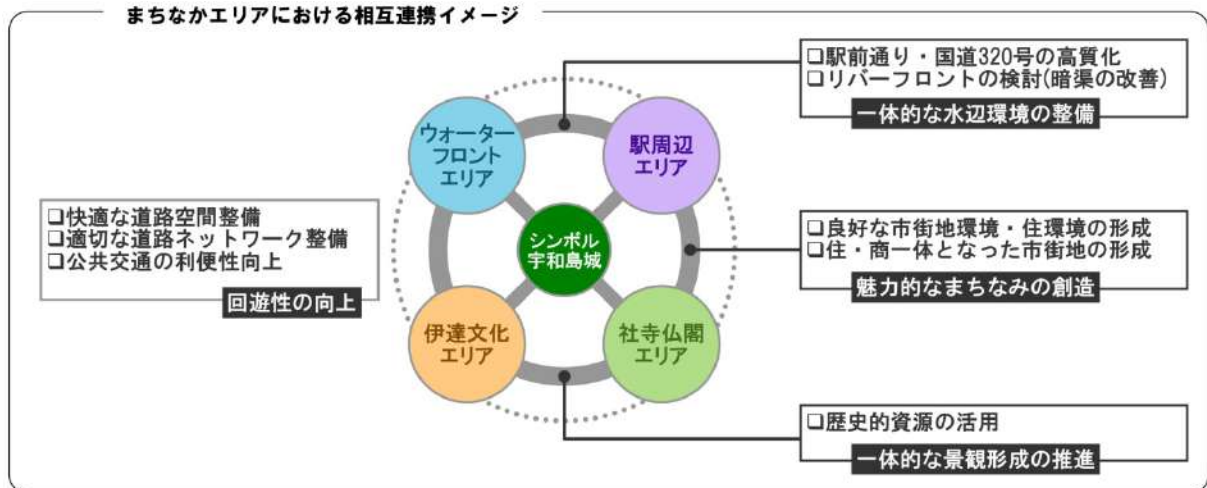
宇和島城は、宇和島地域のシンボルと位置づけられている。

◆課題

宇和島地域の中心部には、宇和島城や和霊神社をはじめとする多くの歴史的資源や中心商店街、うわじまきさいや広場など、多くの人を引きつける多様な資源が分布している。しかし、現状では回遊などのための十分な歩行者ネットワークや情報提供がなされているとは言えない面もある。

◆方向

これらの観光資源を生かして、まちなかの回遊性を高めるため、歩行者ネットワークの整備や路線バス、観光循環バス、自転車タクシーなどの利用促進を図る必要がある。また歴史学習や海産物などの特産品体験（加工、食）など、豊富な資源を生かしたまちなか観光を振興するための仕組みづくり、組織づくりなども併せて推進し、観光振興につなげていくことが必要である。



4 公共施設等総合管理計画

公共施設等の機能を適正に維持しつつ、また、将来の需要に柔軟に対応し、次世代の市民への負担をできる限り軽減する効率的・効果的な公共施設等の管理の基本方針を示すもので、計画期間は平成 29～38 年度（2017～2026）の 10 年間である。今後、本計画で定めた基本的な方針に基づき、個別施設毎の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定していく。

◆対象となる「市民文化系施設」のなかに「宇和島城天守」「藩老桑折氏武家長屋門」「穂積陳重・八束兄弟生家長屋門」が含まれており、いずれもの耐震化は未実施である。これらを含む文化財建造物についての管理に関する基本方針は以下のように示されている。

文化財建造物は、一度失われてしまえば取り戻すことのできない固有の価値を持っているため、耐震改修の検討を行って、安全性の確保に努めていくとともに、利用者の安全確保を図るために施設の日常点検を定期的に行い、予防保全型の維持管理を進める。また、文化財の管理運営については、保存活用計画を策定し、基本方針や整備活用計画等に沿った整備工事や活用事業を進める。

◆対象となる「公園」のなかに「城山公園（休憩所）」が含まれており、耐震化は未実施である。公園の管理に関する基本方針では、新耐震基準で建てられた施設以外の公園内施設について以下のように示されている。

委託業者やボランティア等の協力による日常的な点検等により施設の老朽化の状況を把握し、必要に応じ、適切な修繕等を行って利用者の安全確保に努める。

◆対象となる「その他の施設」のなかに「城山ポンプ室」が含まれており、いずれも耐震化は未実施である。その他の施設の管理に関する基本方針は以下のように示されている。

施設の耐震化や老朽化、利用状況を把握した上で、費用対効果等を踏まえた施設の縮小や統廃合の検討を行うとともに、定期的な点検を実施して、予防保全型の維持管理や長寿命化によるライフサイクルコストの縮減に努める。

5 宇和島城保存整備計画

平成7～8年度（1995～1996）の2ヵ年をかけて策定。有識者、専門家からなる「宇和島城保存整備計画策定委員会」を組織し、史跡指定地及び周辺地域の現状把握を行い、以下の3つの方向性を定めた。

①文化財としての保存と価値の認識と活用整備

文化財保護並びに宇和島圏地方拠点都市地域の中心拠点地区として新たな都市づくりが求められている宇和島市にとって、宇和島城の文化財としての保存を大前提とし、その価値を市民をはじめ多くの人々に正確に、分かりやすく示し、また宇和島市の都市づくりにも歴史的文化遺産である宇和島城を活用していくことが大切であり、今後宇和島城の文化財としての保存とその価値の顕在化及び都市づくりへの活用することを第1の方向性とする。

②有効な機能の継承と拡充整備

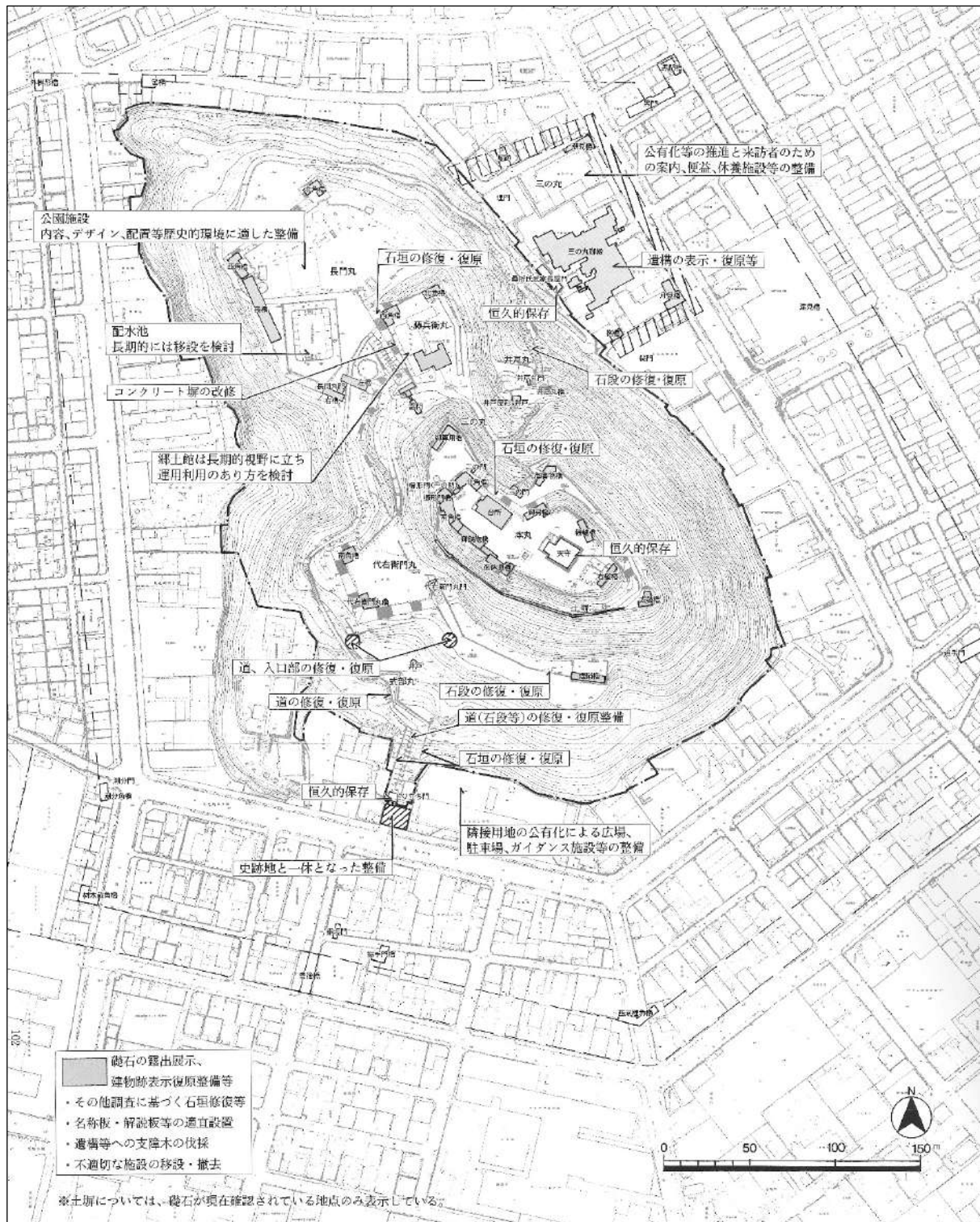
宇和島城は文化財としての機能に加え、現有する公園等の各機能間の適正な調整を図ることを前提に、様々な有効な空間機能を継承しつつ、さらにこれら機能の拡充を図っていくことを第2の方向性とする。

③史跡地としての環境整備と周辺域の一体的整備

宇和島城を宇和島市の都市構造の核であり、また宇和島市のモニュメントとして捉え、その風致に十分配慮し、史跡指定地においては史跡としての価値にウエイトをおいた整備を行い、また合わせてかつての総郭跡や城下町といった周辺域においては、この史跡地を支える地区として一体的に整備を図ることを第3の方向性とする。

そして、第1次事業期間として平成9～19年度（1997～2007）までの11ヶ年間を想定し、具体的事業の内容としては、遺構分布調査・発掘調査・文献調査・石垣調査・植生調査などの基礎的各種調査に始まり、植栽管理、不要施設撤去、建物遺構などの表示や復原整備、石垣修理・土塀等復旧、解説板等設置、安全管理施設整備、休養・便益施設整備、防災施設整備、ガイダンス施設や資料館整備、周辺を含めた景観、修景整備などを挙げている。そして、史跡指定地については特性等により10地区に分け、地区ごとに整備項目や課題を整理、どの地区から優先的に事業を着手していくか、その実施計画等を立案するためにも、基礎的調査を優先して実施するとまとめている。

これにしたがって、平成9年度から基礎的調査を実施したところ、崩落の危険性が高く早急な修理を要する石垣が複数個所で確認されたため、基礎調査を中断、平成10年度（1998）より石垣修理に着手、またそれらの石垣修理と並行する形で災害復旧事業も行なっている状況である。



整備計画概念図（平成8年度策定）

第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要

第1節 史跡に至る経緯

第2節 指定の状況

第3節 宇和島城周辺の環境

第4節 宇和島城の調査成果

第1節 史跡に至る経過

史跡宇和島城は宇和島市の中心市街地の中央に位置する緑豊かな独立丘陵を中心に占地する。丘陵上に本丸、二之丸等を配し、北東麓に内堀を廻らして三之丸が配置される。そして上級武家屋敷が山麓を取り囲み、その西側部分は臨海、東側はその西側から海水を取り込む外堀が巡り、不等辺五角形の総郭が形作られ、中・下級武家屋敷や町屋と区分がなされている。

慶長元年（1596）豊臣秀吉配下であった藤堂高虎が在郷領主の山城を近世城郭化し、その後慶長20年（1615）に入部する宇和島伊達家が9代にわたって居城した平山城兼水城であった。明治維新後、陸軍省広島鎮台の管轄後、伊達家に払い下げられ、平地部分は堀の埋め立てなど市街地化が進んだが、山上部については戦後まで伊達家の管理下に置かれ、幕末期の姿をとどめていたことから、昭和9年（1934）に国宝指定となった天守・追手門を包括する形で昭和12年（1937）に国の史跡指定を受けた。

昭和20年（1945）の宇和島空襲にて追手門が焼失、昭和24年（1949）に国宝指定が解除、昭和26年（1951）の戦災復興事業により石垣も撤去され、市街地化した。

山上部は昭和24年（1949）、宇和島市へ譲渡後、都市公園として供用が開始されるものの、本格的な発掘調査や史跡整備事業は昭和期には行われることはなかった。平成6年度（1994）から宇和島城保存整備事業が始められ、危険度の高い石垣修理を中心に事業を展開し、現在に至っている。

追加指定区域については、近代から戦中にかけて学校用地として使用され続けるが、昭和23年（1948）に市から大蔵省へ売却、昭和25年（1950）には日本専売公社（現在の日本たばこ産業株式会社）用地となり、平成27年（2015）3月まで宇和島営業所として利用された。営業所閉鎖するにあたり、日本たばこ産業側より公有地化の打診を受け、平成27年（2015）5月に試掘調査を実施、江戸から近現代にかけての重層的な遺構の遺存状況を確認できたことから、既史跡指定範囲にはない平地部分の貴重な区域として平成28年（2016）3月1日に追加指定を受けた。

第2節 指定の状況

1 指定告示

史跡宇和島城指定に関わる告示は、当初の史跡指定（昭和12年）と、追加指定（平成28年）の2件がある。その告示内容は以下の通りである。

◎文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、左の表の上欄に掲げる史跡に下欄の地域を追加指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

名称	告示	所在地	地 域
宇和島城	昭和十二年文部省告示第四百三十二号	愛媛県宇和島市丸之内二丁目同丸之内	三〇一番一のうち実測三六九四・五四平方メートル、三〇一番二一番二二の一のうち実測一四九一・九〇平方メートル

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を愛媛県教育委員会及び宇和島市教育委員会に備え置いて縦覧に供す

◎文部省告示第四百三十二号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依り左ノ通指定ス

昭和十二年十二月二十四日

文部大臣 木戸 幸一

第一類	史蹟	名称	地名	地 域
宇和島城	愛媛県宇和島市丸之内ノ二、一番二二三番ノ二、一番ノ一八八、一番三二二、二〇番、一番ノ八八	一番ノ八、一番ノ一〇、自一番ノ二三至一番二三三、一番ノ一二二ノ一、一番ノ一二二		

追加指定告示

指定告示

2 指定説明文とその範囲

名 称：宇和島城

指定基準：二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明：鶴島城又ハ板島九串城トモス。初メ西園寺氏ノ部將之ニ居リ、文祿四年藤堂高虎受封後慶長元年、工ヲ起シ、數年ニシテ城郭ノ完成セリ。慶長十九年伊達秀宗ノ所領トナリ、寛文二年二代宗利城郭ヲ改修シ、新ニ天守閣ヲ構築シ同五年竣工セリ。翌年十一月更ニ追手門ノ落成ヲ見、共ニ現存シテ昭和九年一月國寶ニ指定セラレタリ。城構ハ丘陵ヲ利用セル平山城ニ屬シ、宇和島灣ニ面セル景勝ノ地ニアリ。丘頂ニ本丸、二之丸ヲ構ヘ北麓ニ三ノ丸ヲ設ケタルモノニシテ附近ニ長門丸、藤兵衛丸、西麓ニ代右衛門丸ノ趾アリ。三層ノ天主閣ヲ始メ舊建築ノ礎石、各所ノ石壁、石段、追手門、上り立門等ヨリ保存セラル（文化庁 HP 国指定文化財等データベースより）

《追加指定》

指定説明：宇和島城は、慶長元年（1596）豊臣秀吉配下の藤堂高虎が在郷領主の山城を改修し、その後、慶長 20 年（1615）に入部した宇和島伊達氏が 9 代にわたって居住した平山城兼水城である。

宇和島市の中心市街地中央に位置する独立丘陵上に本丸、二之丸等を配し、北東麓に内堀を廻らして三之丸が配される。上級武家屋敷が山麓部を取り囲み、その西側は海、東側はその西側から海水を取り込む外堀が巡り、総郭^{そうくわ}を形成して、中・下級武家屋敷や町屋との区分がなされている。明治維新後、陸軍省広島鎮台の管轄後、伊達家に払い下げられ、山上部については戦後まで伊達家の管理下に置かれた。天守と追手門が昭和九年に国宝に指定され、山上部と追手門が建つ場所とが昭和十二年に史跡指定された。昭和 20 年（1945）の空襲により、追手門が焼失。昭和 24 年（1949）に国宝指定が解除され、昭和 26 年（1951）の戦災復興事業により石垣も撤去され、市街地化した。山上部は昭和 24 年、宇和島市に譲渡後、都市公園として共用され、平成 6 年度（1994）から石垣修理を中心に保存整備事業が進められ、今日に至っている。追加指定の対象地は、既指定地である上り立ち門に隣接した場所で、作事所跡から上級武家屋敷跡の一面に相当している。廃城後、学校用地として使用されるが、昭和 23 年（1948）に市から大蔵省へ売却、昭和 25 年（1950）に日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）用地となった。平成 27 年（2015）、宇和島市教育委員会が確認調査を実施したところ、江戸期の造成土や遺構が遺存していることが確認された。宇和島城が山麓部を含めて構成されていることを考えると、本地点を既指定地と一体的に保護することの意義は大きい。よって追加指定を行い、保護の万全を図るものである。

指定地面積：107,766.45 m²

（内当初指定面積：102,403.35 m²／追加指定面積：5,363.10 m²）

3 その他の文化財指定

(1) 国指定重要文化財（建造物）

名 称：宇和島城天守

員 数：1 棟

種 別：近世以前/城郭

年 代：寛文6年頃（1666）

構造及び形式等：3重3階天守、本瓦葺

指定年月日：昭和9年（1934）1月30日

(2) 市指定文化財（建造物）

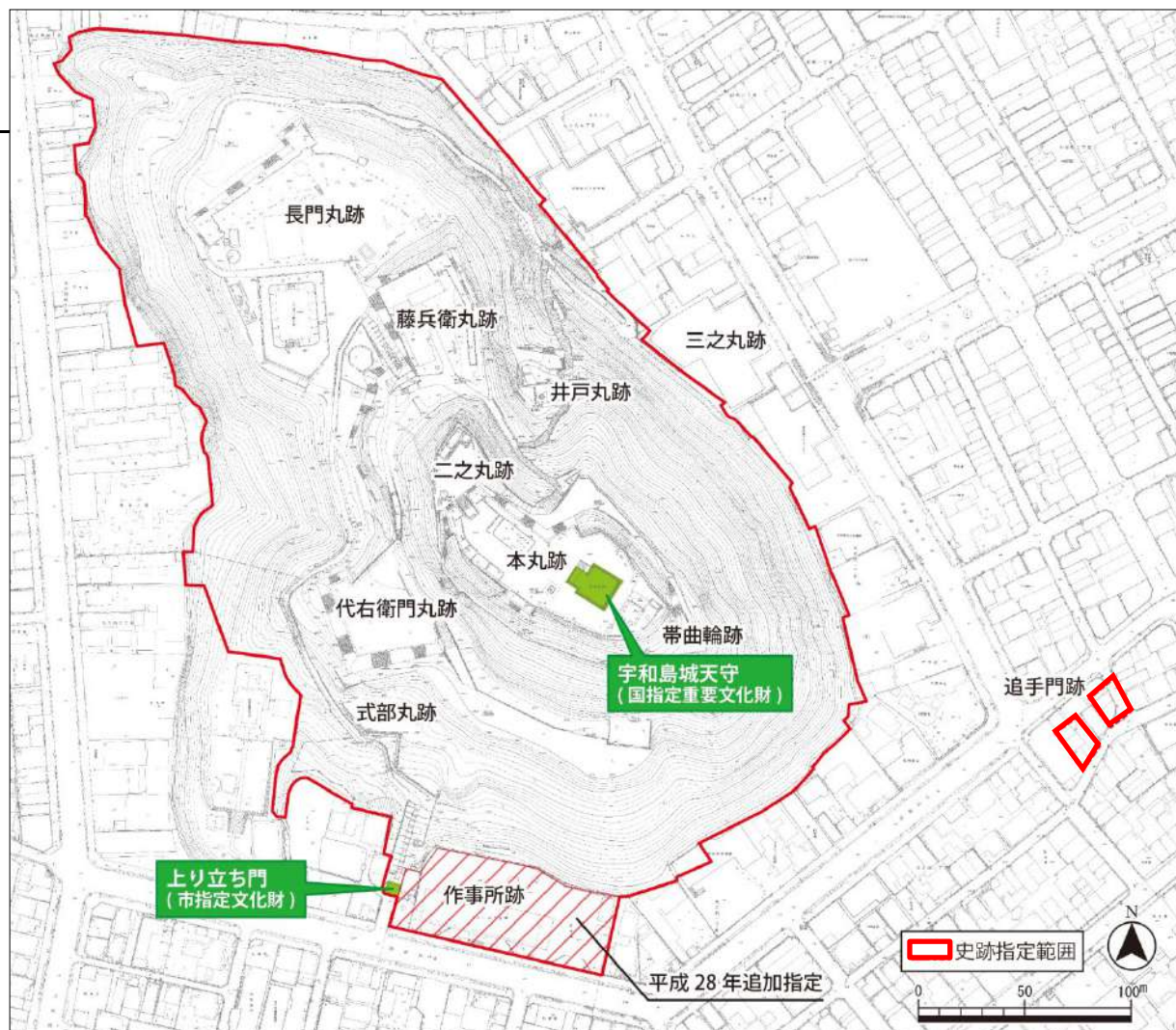
名 称：^{のぼ}上^たり立ち門

員 数：1 棟

年 代：寛文4～11年（1664～1671）※藤堂高虎築城期に遡る可能性有り

構造及び形式等：木造薬医門、瓦葺

指定年月日：昭和38年（1963）2月21日



宇和島城史跡等指定範囲図

4 指定地の状況

(1) 管理団体の指定

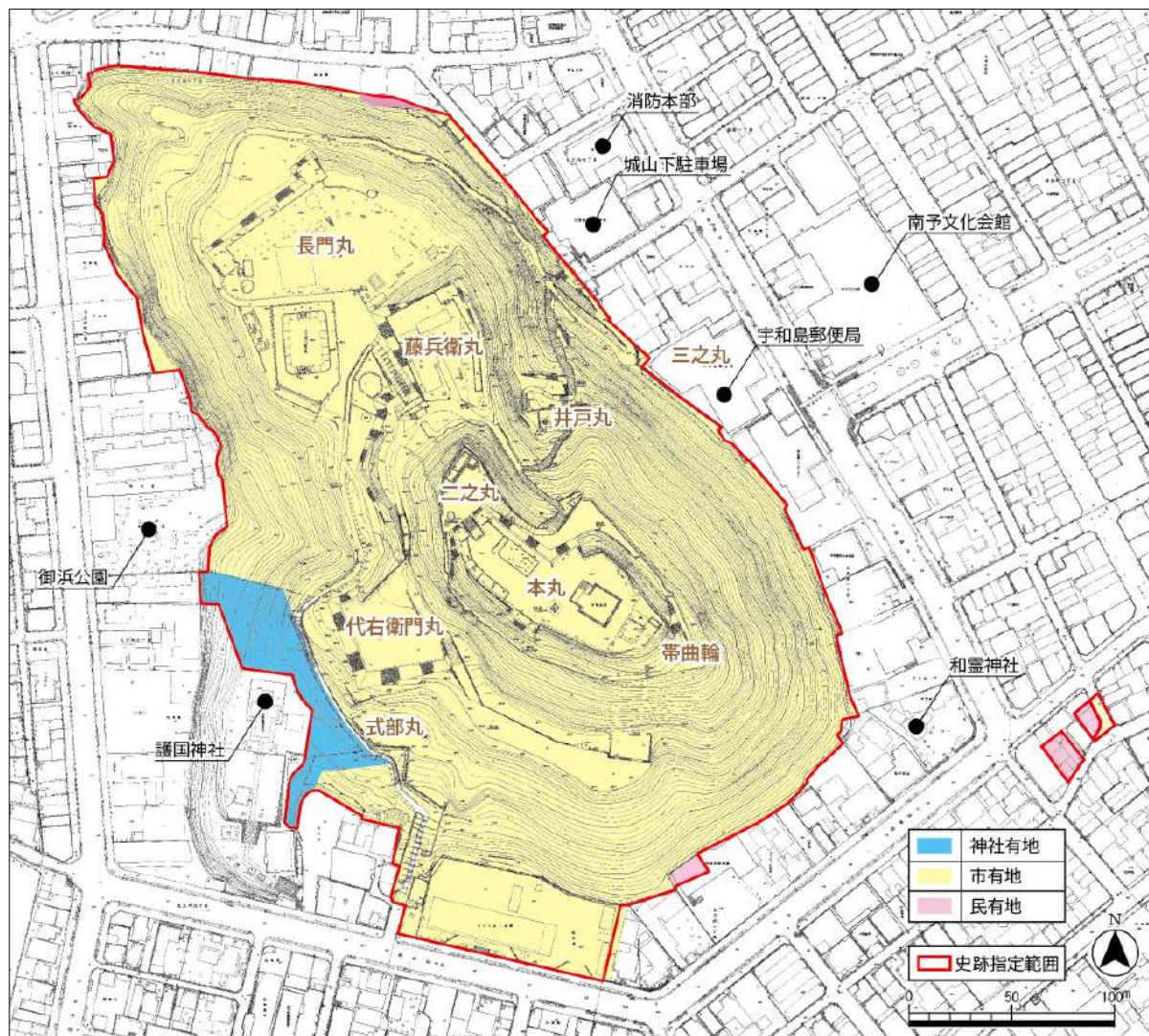
管理団体指定：宇和島市

指定年月日：昭和13年（1938）2月17日

宇和島市における管理団体の所管課は文化財保護担当課である。

(2) 指定地の面積と所有

所 有 者	面積（㎡）
宇和島市	103,820.80
民有地	719.65
神社有地	3,226.00
合 計	107,766.45

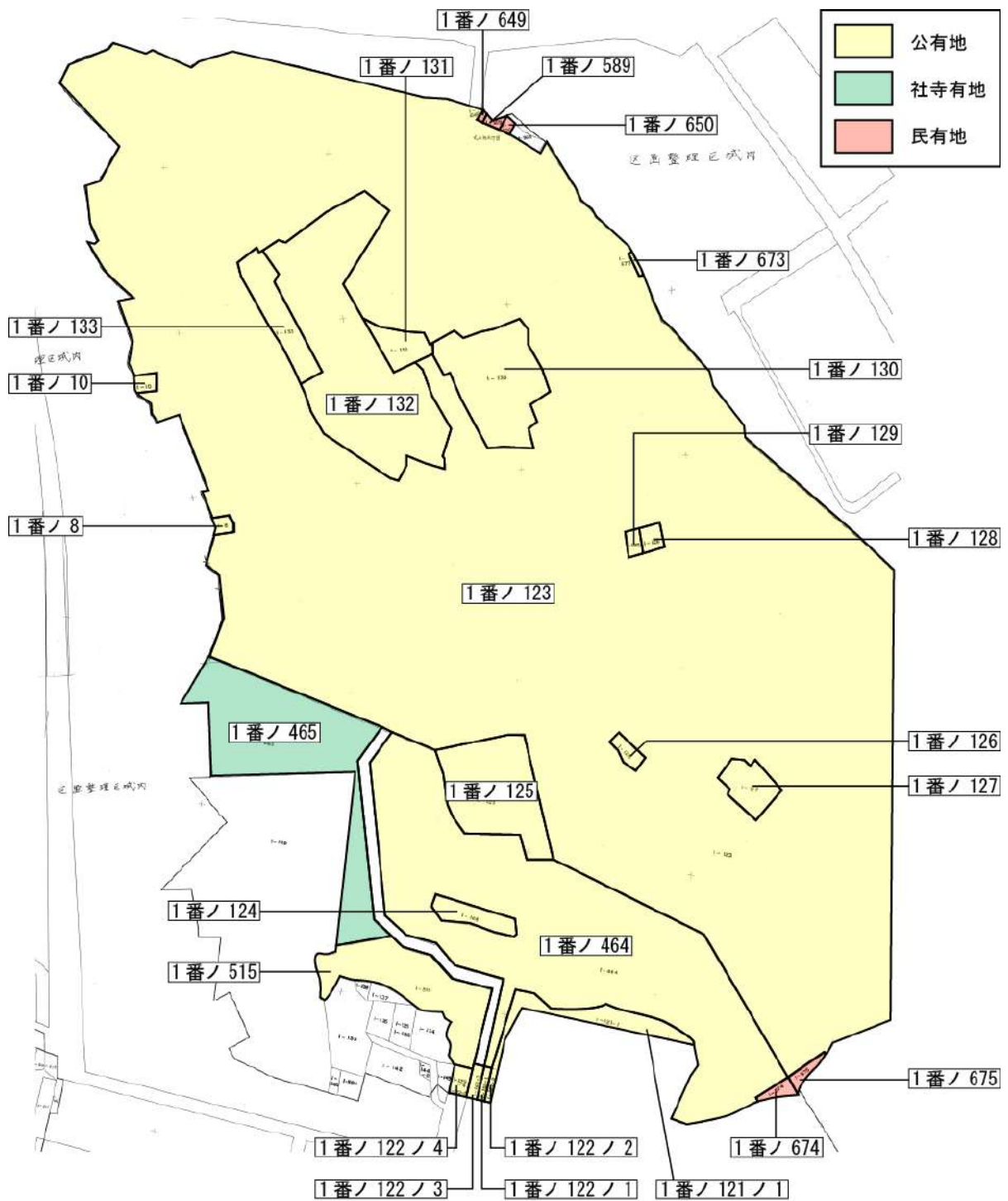


土地所有図

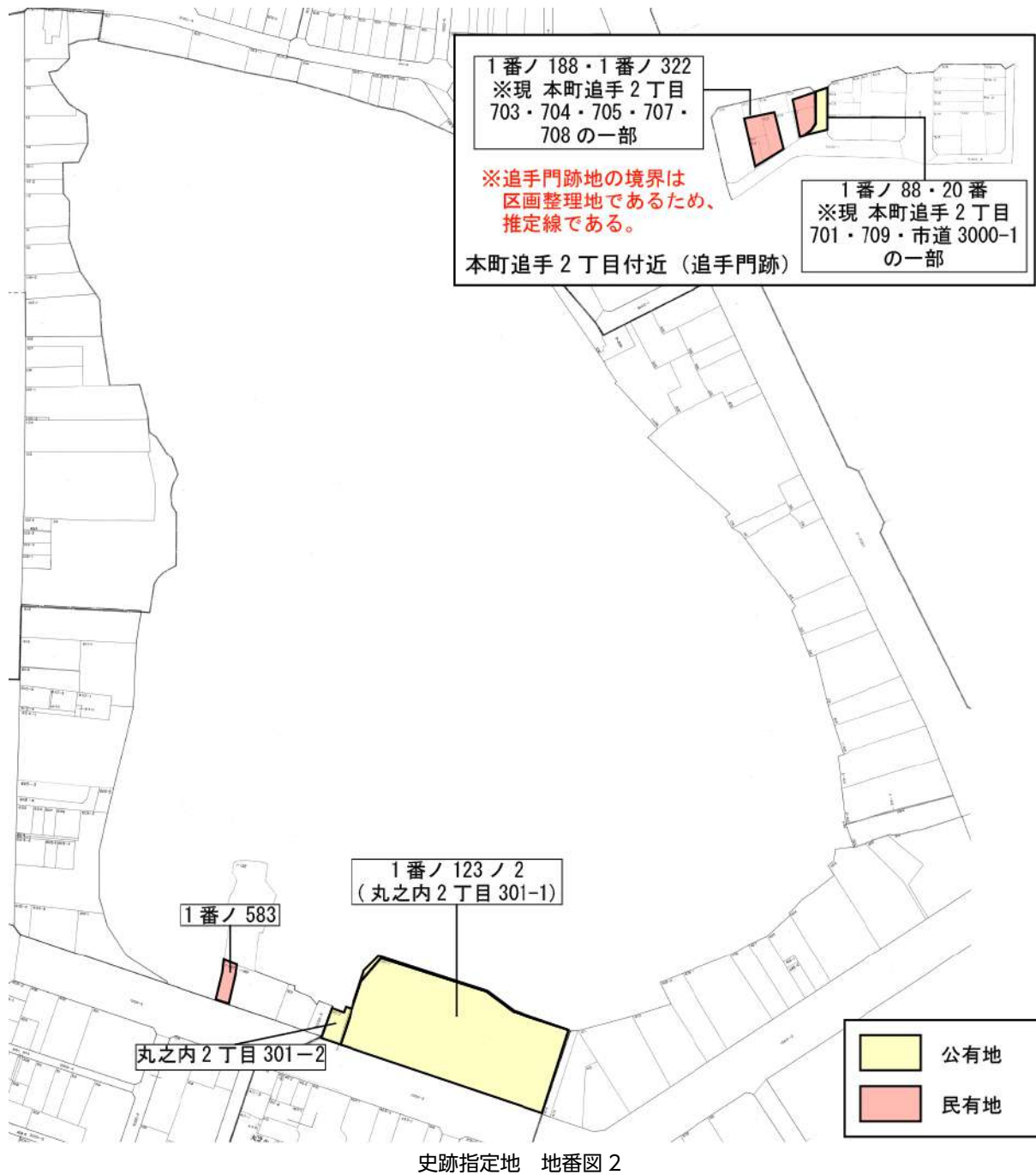
史跡指定地 地番一覧表

愛媛県宇和島市丸之内

台帳地番	(分筆・合筆後の現在の地番)		現所有者	面積(㎡)	備考
1番ノ8			宇和島市	6.60	
1番ノ10			宇和島市	6.60	
1番ノ122ノ1			宇和島市	84.62	
	1番ノ122ノ3		宇和島市	58.18	分筆
	1番ノ122ノ4		宇和島市	111.00	分筆
1番ノ122ノ2	1番ノ121ノ1と合筆		宇和島市	58.87	合筆、121-1面積1550.77㎡
1番ノ123			宇和島市	78,511.00	
	1番ノ583		民有地	43.70	分筆
			民有地	81.89	分筆
	1番ノ589	1番ノ649	民有地	27.84	分筆
		1番ノ650	民有地	54.72	分筆
	1番ノ673		宇和島市	27.66	分筆
	1番ノ675		民有地	62.88	分筆
	1番ノ464		宇和島市	10,357.00	分筆
		1番ノ674	民有地	75.06	分筆
	1番ノ465		神社有地	3,226.00	分筆
	1番ノ515	宇和島市	882.00	分筆	
1番ノ123ノ2	2丁目301番11に合筆		宇和島市	42.97	
1番ノ124			宇和島市	277.00	
1番ノ125			宇和島市	1,467.00	
1番ノ126			宇和島市	85.28	
1番ノ127			宇和島市	327.93	
1番ノ128			宇和島市	148.00	
1番ノ129			宇和島市	48.99	
1番ノ130			宇和島市	1,361.00	
1番ノ131			宇和島市	657.00	
1番ノ132			宇和島市	3,434.00	
1番ノ133			宇和島市	386.00	
1番ノ188	本町追手2丁目703・704・705・707・708の一部 本町追手2丁目701・709・市道3000-1の一部	追手門跡 ※区画整理後、換地調整されたため、推定地番	民有地 ※市道部分119㎡は公有地	101.85	本町追手2丁目707番地と換地
1番ノ322				176.69	丸之内1番ノ188に合筆
1番ノ88				189.49	丸之内1丁目414番地と換地
20番				24.53	大宮町3丁目310番地と換地
2丁目301番1		平成28年追加指定	宇和島市	3,694.54	登記簿面積3,737.51㎡のうち既指定面積42.97㎡差引
2丁目301番2			宇和島市	176.66	
1番121の1			宇和島市	1,491.90	登記簿面積1,550.77㎡のうち既指定面積58.87㎡差引
合 計				107,766.45	



史跡指定地 地番図 1



第3節 宇和島城周辺の環境

1 歴史的環境

宇和島城のある宇和島市は「伊達 10 万石の城下町」として発展してきたが、そのはるか以前から人々の生活が営まれていたことがわかっている。

市内中心部周辺の先史時代の遺跡は、現在のところあまり多くは確認されていないが、少なくとも縄文時代前期には先人の生活が展開されていた。宇和島湾に面する三浦無月地区の水田から、縄文時代前期の土器が発見されたが、これは岡山県倉敷市羽島貝塚出土の土器と酷似したもので、西予市城川町の中津川洞遺跡から多量に出土していることから、県下では中津川式土器と呼ばれているものである。また、市内中心部北の伊吹町からは縄文時代後期の遺物が採取され、土器（伊吹町式土器）をはじめ、大分県国後半島沖の姫島産の黒耀石が多量に出土し、豊後水道を介しての当時の交易を物語る貴重な遺物となっている。その後の弥生時代の遺跡としては、伊吹町東部の柿原地区の標高約 100m の台地先端部に位置する拝鷹山貝塚から、弥生時代後期の甕形土器、壺形土器、高坏土器、^{くちばしじょうれつき} 嘴状 礫器などが発見された。

歴史時代になると、「日本書紀」の持統天皇 5 年（691）に、はじめて宇和郡の名が現れる。平安時代中期の「和名類聚抄」によれば、そのころ伊予国は 14 の郡に分かれていたが、その中に宇和郡の名が見られ、宇和郡には、立間（多知末）、石野（以波野）、石城（以波岐）、三間の四郷があると記されている。宇和島港の西方約 22km 地点に浮かぶ日振島は、神武天皇の東征の際、火を振って安全な海路を知らせたという伝説をもつが、平安時代の中期に藤原純友が日振島を拠点にして反乱を起こした島として知られている。この藤原純友を討った警固使橘^{とうやす}遠保が、その功により宇和郡に勢力をもち、子孫が土着して豪族となった。鎌倉時代になると宇和郡は橘氏に代わって西園寺氏の荘園となり、天正 3 年（1575）に西園寺^{のぶひさ}宣久が板島丸串城（後の宇和島城）の城主となった。宣久が板島丸串城を本城とする以前は、南方の亀が淵城（現在の古城山）が本城であったが、この他にも宇和島が海陸の交通の要衝であったことから、剣が城・おこげ城・赤烏帽子城・秀松城・板島城・高麗城等多くの城や砦が築かれている。

宇和郡は、その後長宗我部氏の支配を経て、豊臣秀吉の四国平定に際して、天正 13 年（1585）には伊予国は小早川隆景の所領となり、その後天正 15 年（1587）に戸田勝隆が宇和・喜多両郡に封じられたが、文禄 3 年（1594）に勝隆が病死すると、翌年の文禄 4 年（1595）に藤堂高虎が宇和郡 7 万石の領主となった。

高虎は板島丸串城の大々的築城に着手し、また城下町の建設を行った。高虎の時代にどの程度の城下町が建設されていたのかは明らかではないが、10 万石の領主として元和元年（1615）に仙台伊達政宗の長男となる伊達秀宗が入部した折には、侍屋敷が 250 余軒あったという。城は五角形をなし、北方は宇和島湾に突き出た海城で、東と南は城下町に接し、海水を導入した堀で囲まれていた。城下町の東部には辰野川が、南部には神田川が流れ、城下町の外堀的な役割をし

ている。辰野川は高虎の築城の際に、川筋を変え、外堀としての役目をもつようにしたといわれる。城下町はこの2河川と城堀との間に形成され、武家町は城内と東南部にあり、重臣の屋敷地は堀端や城内に置かれ、御小人町、御持筒町、御足軽町などは城下の縁辺部に配された。また城の東側を中心に裏町、本町、袋町、佐伯町などの町人町が、2河川の山手側に寺院群が配置された。なお、堀内の三之丸にあった城主居館は、2代宗利の寛文12～延宝4年（1672～76）に、城の南側を埋め立て浜御殿が築造されて城外に出ている。浜御殿は7代^{むねただ}宗紀の隠居所として改造され、御殿（南御殿）と庭園（天赦園）が新たに造られた。宇和島伊達家の治世は9代、明治の版籍奉還まで続き10万石の城下町として発展を遂げた。

8代の宗城は、越前の松永慶永、薩摩の島津斉彬、土佐の山内豊信らとともに、「幕末の四賢侯」の一人に数えられ、宇和島藩は幕末維新の激動期にその名を天下に知らしめた。宗城は安政年間（1854～60）に將軍家の跡継ぎ問題や安政五カ国条約の非難で隠居を命じられたが、のち禁を解かれ、文久3年（1863）朝廷参与となった。この間、幕府に追われる洋学者高野長英や村田蔵六（のちの大村益次郎）を宇和島に招き、蘭学を興し、西洋兵書の翻訳などにあたらせた。また砲台を築き、英国式兵制を採用して軍備を拡充した。また、海産物・農産物の製造専売を進めるなど藩内の殖産興業を奨励して、民政にも尽くした。維新後は、外国官知事、民部卿、大蔵卿などを歴任した。このような中で、宇和島からは、法学の祖といわれる^{ほづみのぶしげ}穂積陳重・^{やつか}八束兄弟、大津事件の審理にあたり、司法権の独立を守った大審院長の^{こじまこれかた}児島惟謙、新聞人、政治家、小説家として活躍した^{すえひろてつちよう}末広鉄腸、「鉄道唱歌」で知られる国文学者・詩人の^{おおわだ}大和田建樹、詩人^{なかのしやうよう}中野逍遙など、多くの人材を輩出した。

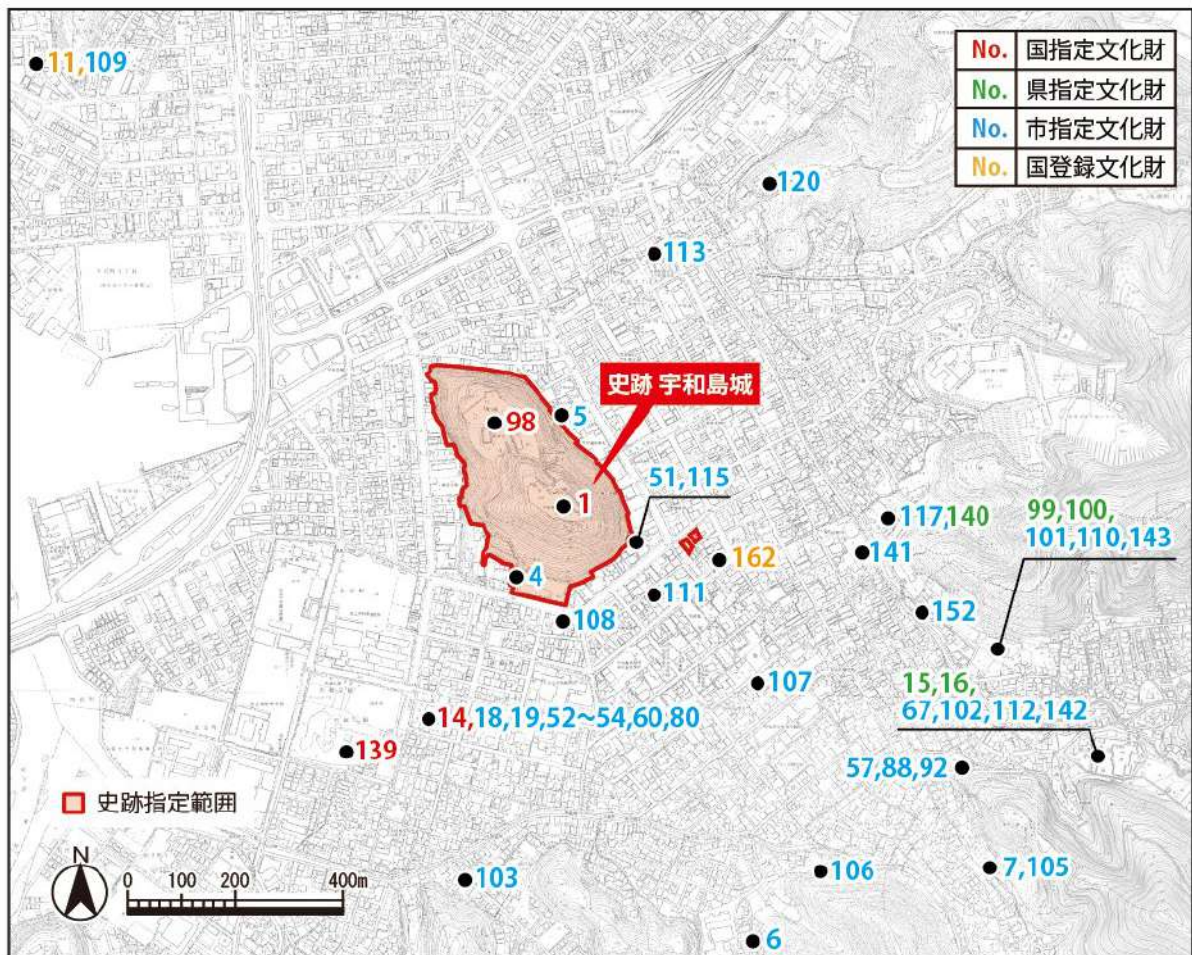
明治22年（1889）の町村制施行により宇和島町になり、大正6年（1917）に丸穂村を合併、同10年（1921）に八幡村を編入して市制を施行した。さらに昭和9年（1934）に九島村を合併、昭和30年（1955）に三浦村、高光村、32年（1957）に来村、49年（1974）に宇和海村を合併して今日に至っている。途中、第2次世界大戦の末期の昭和20年（1945）には、前後9回にわたる空襲を受け、実に市街地の7割を焼失する被害を被り、古い町並みの大部分は失われてしまったが、戦後の復興事業等の努力により、今日の姿を築き上げてきた。

このように長い歴史の中で、宇和島市は愛媛県南予地方の政治、経済、文化の中心地としての役割を果たし続けてきたが、これらの歴史を伝える文化財が市内には多く残されている。

宇和島市の指定文化財の総数は164件で、国指定・選定が8件、県指定が27件、市指定1が124件、国登録が5件となる。宇和島城及び周辺の指定文化財では、全国で現存する12の天守のひとつである国指定重要文化財の天守を擁する宇和島城（国史跡）、大名庭園の天赦園（国名勝）、最もよく知られている秀吉の肖像画で、国の重要文化財に指定されている豊臣秀吉像（公益財団法人宇和島伊達文化保存会）などがある。この秀吉像や鎧、屏風、古文書など伊達家関係資料を中心した貴重な資料が御殿（御浜御殿）跡に建つ市立伊達博物館に展示されている。また、宇和島城には先の重文天守の他、唯一現存する城門である上り立ち門（市有形文化財）といった指定文化財がある他、武具庫と伝わる^{やまざとそうご}山里倉庫、穂積陳重・八束兄弟の生家長屋門が城

内藤兵衛丸に移設され、城山郷土館として利用されている。その他にも城下町の守りとして山麓に配された寺社群も今日まで多く残っており、等覚寺、大隆寺には伊達秀宗の墓（市史跡）・宇和島伊達家墓所（市史跡）がある他、大隆寺には富田知信、信高画像（県有形文化財）、金剛山庭園（市史跡）、伊達秀宗の下で藩政に尽くしたが、不遇の死を遂げた山家公頼の墓（市史跡）などがある。なお城内丸之内にあった山家公頼の邸宅跡（市史跡）は丸之内和霊神社となり、また市街地北にも公頼を祀った和霊神社がある。等覚寺には宗秀四男で城代家老として仕えた桑折宗臣の墓（市史跡）や、竜華山庭園（市名勝）もある。戦災を免れた藩老桑折氏武家長屋長屋門（市有形文化財）は道路拡幅に伴い、昭和27年（1952）に現在の宇和島城北登山口に移設されている。また、枯山水の庭園（県名勝）がある西江寺、国指定天然記念物のイブキのある八幡神社など枚挙にいとまがない。

以上のように、宇和島城周辺は先の大戦で大半を焼失したというものの、優れた歴史的環境を有しているといえる。



宇和島城周辺の指定等文化財分布状況図

宇和島市の指定等文化財一覧表

1. 有形文化財

○建造物（14件）

番号	掲載内容	指定区分
1	宇和島城天守	国
2	正法寺観音堂	県
3	禅蔵寺薬師堂	県
4	宇和島城上り立ち門	市
5	藩老桑折氏武家長屋門	市
6	弘経山妙典寺山門	市
7	霊亀山大超寺本堂	市
8	旧毛利家庄屋住宅のうち主屋及び長屋・門	市
9	稲荷神社本殿	市
10	須弥壇と勾欄	市
11	宇和島市立歴史資料館	国登
12	旭齋油繰造場	国登
13	上甲家住宅	国登
14	木屋旅館	国登

○絵画（8件）

番号	掲載内容	指定区分
15	絹本着色豊田秀吉像	国
16	富田知信画像	県
17	富田信高画像	県
18	藤堂高虎奉納の絵馬	市
19	紙本金地着色花鳥図	市
20	紙本金地着色高士交歓図	市
21	当山略図	市
22	絹本着色十六善神画像	市

○彫刻（27件）

番号	掲載内容	指定区分
23	木造薬師如来立像	県
24	木造大日如来坐像	県
25	木造弘法大師坐像	県
26	木造薬師如来坐像	県
27	木造観世音菩薩坐像	県
28	木造童形御神像	県
29	神像	市
30	木造薬師三尊像のうち中尊坐像	市
31	木造薬師如来坐像	市
32	木造延命地藏菩薩立像	市
33	木造千手観音立像	市
34	木造地藏菩薩立像	市
35	木造阿弥陀三尊像のうち中尊立像	市
36	木造毘沙門天立像	市
37	木造文殊菩薩坐像	市
38	木造薬師如来坐像	市
39	木造薬師三尊像のうち中尊坐像	市
40	木造獅子頭	市
41	木造阿弥陀如来坐像	市
42	木造十一面観音立像	市
43	木造薬師三尊像のうち中尊立像	市
44	木造阿弥陀如来立像	市
45	木造阿弥陀如来立像	市
46	木造千手観音立像	市
47	木造如意輪観音坐像	市
48	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	市
49	木造不動明王立像	市

○工芸品（19件）

番号	掲載内容	指定区分
50	木造舞楽面	県
51	食籠	県
52	瓶子	県
53	初代国正八幡神社奉納の太刀	市
54	初代国正山王神社奉納の太刀	市
55	茶糸威五枚胴具足	市
56	藍白地黄返小桜染革威鎧	市
57	金小札野垂威具足	市
58	伊達秀宗奉納国徳作の太刀	市
59	伊達秀宗奉納国徳作の薙刀	市
60	初代国正愛宕神社奉納の宝剣	市

61	三島神社本殿狛犬・獅子	市
62	黒糸威二枚胴具足	市
63	黒糸威二枚胴具足	市
64	務田出土古銭	市
65	青銅鏡	市
66	七条のけさ	市
67	広口壺（須恵器）	市
68	念仏缸	市

○書籍・典籍・古文書（9件）

番号	掲載内容	指定区分
69	高田八幡文書	県
70	晦巖日記	市
71	三浦田中家文書	市
72	仏木寺文書	市
73	清良記 全30巻	市
74	河野氏一統系伝	市
75	三嶋神社の豫章記	市
76	大般若経	市
77	十六善神由緒書	市

○歴史資料（6件）

番号	掲載内容	指定区分
78	篠山山形模型	市
79	木彫目村山型	市
80	白王神社の棟札	市
81	三島神社の棟札	市
82	八幡神社の棟札	市
83	中世オリエント語の貝葉写本	市

2. 民俗文化財

○有形民俗文化財（3件）

番号	掲載内容	指定区分
84	五ツ鹿古面	市
85	茶堂	市
86	木造八十八体仏	市

○無形民俗文化財（13件）

番号	掲載内容	指定区分
87	伊予神楽	国
88	いさ踊り	県
89	三浦天満神社祭礼の練り	県
90	花踊り	県
91	トントコ踊り	市
92	ハツ鹿踊り	市
93	お伊勢踊り	市
94	お伊勢踊り	市
95	せんす踊り	市
96	お槍振り	市
97	河内口説	市
98	吉田秋祭りの神幸行事	県
99	六斎念仏	市

3. 記念物

○史跡（43件）

番号	掲載内容	指定区分
100	宇和島城	国
101	伊予廻路道	国
102	伊達秀宗の墓（夫人と殉死者4人の墓を含む）	県
103	伊達宗城及び夫人の墓	県
104	宇和島藩主伊達家墓所	市
105	宇和島藩主伊達家墓所	市
106	大村益次郎住居跡	市
107	西園寺宣久の墓	市
108	末広鉄腸の墓	市
109	中野道遠の墓	市
110	穂積陳重・八東生家跡	市
111	大和田建樹の生家跡	市
112	榊崎砲台跡	市
113	桑折宗臣の墓	市
114	児島惟謙の生誕地	市

115	山家公頼の墓	市
116	高野長英の居住地跡	市
117	万年橋の碑	市
118	山家公頼の邸宅跡	市
119	桜田千本の歌碑	市
120	前原巧山の墓	市
121	一条兼定の墓	市
122	藤治ヶ駄馬旧藩造林石碑	市
123	椎本芳室の寶篋塔	市
124	吉田藩陣屋跡	市
125	普門寺跡	市
126	石城跡	市
127	時観堂跡	市
128	吉田藩御舟手御用井戸	市
129	吉田藩主伊達家墓所	市
130	伊達兵部一族の墓	市
131	法華津本城跡	市
132	安藤経明廟所	市
133	僧日述の墓	市
134	僧日述隠居跡	市
135	犬尾城跡	市
136	八烈士の供養碑	市
137	西蔵寺跡	市
138	吉田藩刑場跡	市
139	太宰遊淵の墓	市
140	土居清良廟	市
141	ゴウラ窯跡	市
142	穂積橋	国登

○名勝（5件）

番号	掲載内容	指定区分
143	天教園	国
144	西江寺庭園	県
145	明源寺庭園	市
146	金剛山庭園	市
147	龍華山庭園	市

○天然記念物（16件）

番号	掲載内容	指定区分
148	八幡神社のイブキ	国
148	ハマユウ	県
149	二重柿	県
150	宇和海特殊海中資源群	県
151	おおなぎ	県
152	サギソウ自生地	県
153	ソテツ	県
154	ウバメガシ樹叢	市
155	黒柿	市
156	和霊神社の社叢	市
157	テツリンジュ	市
158	楠	市
159	三嶋神社樹叢	市
161	神木一本杉	市
162	ヤブツバキ	市
163	竜王鼻連猿	市

4. 文化的景観

○文化的景観（1件）

番号	掲載内容	指定区分
164	遊子水菖蒲の段畑	国

2 自然環境・社会環境

(1) 自然環境

1) 地形・地質

宇和島市は、愛媛県西南部に位置しており、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島がある。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しており、平野部を縫うように流れる河川の多くは宇和海へ注いでいる。



宇和島城周辺の地形図

宇和島城周辺は須賀川、辰野川等の河口部に形成された沖積平野からなり、平野部の中心に宇和島城のある城山が周囲の平地との比高約 80mの孤立丘としてあり、ランドマークとなっている。地質は白亜紀の堆積層である下部四万十層群が広く分布し、宇和島城がある市街地周辺は頁岩を主体とし少量の砂岩及び頁岩砂岩薄互層を伴う。周辺は古城山層と頁岩、泥岩の粗粒であるシルト岩、礫岩、砂岩などからなり、宇和島城は塊状のシルト岩でしばしば玉葱状構造を示す。

2) 気象

気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置して、年平均気温は 16～18℃ で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間 2,500mm を超えることもある。また、西側が豊後水道に面し、東側に 1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられる、さまざまな気候をあわせもっている。

なお近年の自然災害では、平成 30 年(2018) 7 月に梅雨前線の停滞と台風の影響により全国的な豪雨被害が発生したが、宇和島市においても 7 月 7 日の時間雨量が 100mm に迫る記録的大雨となり、特に吉田地区では河川の氾濫や広範囲での浸水被害を受け、他にも市内各所で多数の土砂崩れが発生した。

(2) 社会環境

1) 人口・世帯数

人口は、平成 27 年の国勢調査によれば、総人口は 77,465 人、男性 36,006 人、女性 41,459 人となっている。平成 22 年の総人口は 84,210 人で 6,700 人余り、率にして 8 ポイント減少した。世帯数についてみると、総世帯数は 34,041 世帯となっており、1 世帯あたりの人数は 2.27 人となっている。65 歳以上の老年人口は 36.3%と県平均の 30.6%を上回っている。

2) 産業

宇和海に面し、豊後水道にも近いことから、漁業が古くから発達し、水産物市場を有することから、多種類の魚貝類の取引がなされる。磯釣りのメッカとして知られる御五神島をはじめとする大小さまざまな島を擁する宇和島湾には、リアス式海岸の深い入り江が多く、優美な景観を呈している。その入り江では、真珠及び母貝の養殖が盛んであり、質の高い真珠を産出している。水産業だけでなく、宇和島の名を博す「宇和島みかん」等果実及び稲作等を中心とする農業生産も盛んであり、生産年齢人口の 20%を一次産業就業人口が占めている。また、かまぼこ・じゃこ天等の水産加工が盛んである。

3) 交通等

本市は南北に縦断する国道 56 号と、海岸線沿いに続く国道 378 号とが交わっており、更に市の東部に接する鬼北町へ延びる国道 320 号が交差している。また主要地方道として J R 予土線沿いに、広見三間宇和島線及び西予市へ続く宇和三間線が延び、三間地区を通過

いる。そのほか、津島地区から、高知県宿毛市へ延びる宿毛津島線、内陸から愛南町に続く宇和島城辺線、海岸線を延びる宇和島下波津島線等が主要地方道に指定されている。高規格道路では平成27年(2015)年に国道56号バイパスの宇和島道路（無料区間）が開通し、宇和島市から松山自動車道を経て松山市間が高速道路によって接続された。鉄道は、JR予讃線の宇和島駅、北宇和島駅、高光駅、伊予吉田駅、立間駅、JR予土線は北宇和島駅、務田駅、伊予宮野下駅、二名駅、大内駅がある。宇和島駅は特急停車駅で、松山駅まで約1時間20分となる。宇和島城は鉄道では宇和島駅から直線距離で約500m地点にあり、道路では宇和島道路・宇和島朝日ICからは国道320号・56号を介して5分以内で到達するなど鉄道・広域道路との連絡状況は良好である。



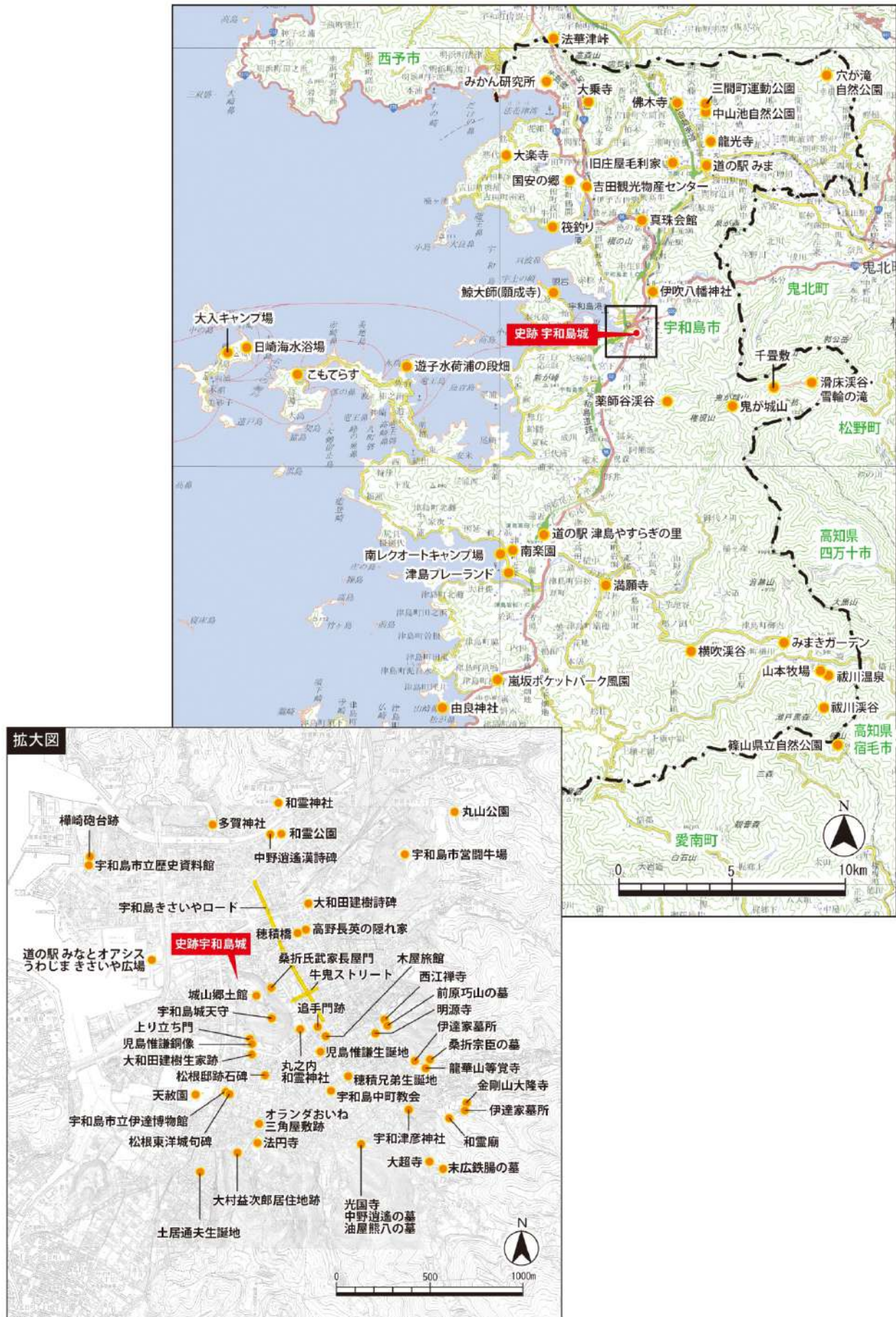
4) 観光

宇和島市では市域の観光の魅力を、「歴史」、「食」、「祭」、「真珠」、「みかん」、「釣り」、「建物」、「闘牛」の8つのキーワードで表している。これらは「市域を構成する地域の豊かな歴史や、伝統として受け継がれた祭や行事、伝統的食、地場産品の真珠・みかんなど、多様な魅力ある資源に恵まれている。」ことや「宇和島城及び周辺の城下町域には、重要文化財の天守が現存する宇和島城、国指定名勝の大名庭園天赦園、宇和島藩歴代藩主等に伝えられた貴重な文化遺産を公開する宇和島市立伊達博物館をはじめとして、点在する寺社や幕末ゆかりの史跡等が多く残されている。」ことがあげられる。

宇和島城隣接地の関連文化遺産・施設等			
名 称	所有者	公開方式	概要・現状
丸之内和霊神社 山家公頼邸宅跡(市史跡)	—	公開	宇和島伊達家初代秀宗の家老職総奉行、山家清兵衛公頼の邸宅があった場所。長らく倉庫として使用されていたが、明治初期に丸之内和霊神社の小祠が設けられ、明治31年(1898)には伊達家が敷地を寄進。同41年(1908)に宇和島城内の日吉神社の本殿を移築した。
藩老桑折氏武家長屋門 (市有形文化財)	宇和島市	公開	市の有形文化財(建造物)。宇和島藩の家老、桑折氏の長屋門を、戦後城山北登城口に移築した。
南豫護国神社	—	公開	初代秀宗、5代村候、7代宗紀、8代宗城を祭神として鶴島神社の名で大正期に創建された。戦災で焼失したが再建、南予出身者戦没英霊を合祀し、現在の社号に改めた。
上り立ち門(市有形文化財)	宇和島市	公開	市の有形文化財(建造物)。国内現存の薬医門で最大の規模。木材分析により創建が慶長元～6年(1596～1601)の藤堂築城期まで遡る現存最古級の可能性を持つ。
宇和島市立伊達博物館 偕楽園跡	伊達家	公開	旧伊達家御殿跡に開館。伊達家250余年の伝来の文化遺産を所蔵・展示。敷地内の偕楽園跡は、江戸中期に縮景池泉回遊式だった庭園の一部を枯山水風に復元している。
松根東洋城句碑	宇和島市	公開	祖父は宇和島藩家老・松根図書。漱石に俳句を学ぶ。俳誌「渋柿」を創刊、芭蕉の俳諧精神を尊び人間修行としての俳句道を説いた。松根邸跡の地にあった句碑を博物館敷地内に移した。
松根邸跡	宇和島市	石碑のみ	8代宗城を補佐し、大政奉還などにも関与、藩の富国強兵にも尽力した宇和島藩家老・松根図書邸の跡。石碑は孫の松根東洋城の揮毫による。
天赦園(国名勝)	伊達家	公開	7代宗紀が隠居の場所として浜御殿の南寄り一角に建造した池泉回遊式庭園。広い池を中心に竹や藤、花ショウブ等伊達家にちなんだ植栽がなされている。
宇和島城下域等の関連文化遺産・施設等			
名 称	所有者	公開方式	概要・現状
和霊神社	—	公開	伊達家の家臣山家清兵衛公頼は、秀宗の宇和島入封に従い家老として藩政を支えていたが、対立した一派の讒言により息子らと共に暗殺された。その後事件に関係する人物が相次いで変死、天災も頻発したことから、秀宗によって公頼の御霊を祀る神社が創建された。漁業を中心に広く産業の神として崇められている和霊信仰の総本山となっている。
佐伯橋	—	説明板のみ	城下町の南の入口、神田川にかかる。近くに佐伯町番所が置かれた。

名 称	所有者	公開方式	概要・現状
土居通夫生誕地	個人	説明板のみ	宇和島藩士を経て明治期は大阪で実業家に転じ、大阪財界の最有力指導者として活躍した。9代宗徳の五男を娘婿にして跡を継がせた関係で伊達家とも関わりが深い。
大村益次郎居住地跡(市史跡)	個人	説明板のみ	8代宗城からの招聘に応じ、宇和島で2年半過ごした。
オランダおいね三角屋敷跡	個人	説明板のみ	8代宗城に厚遇され、宇和島で医院を開業した日本初の女性医師・楠本イネの住居跡。
三瀬諸淵と楠本高子新居跡	個人	説明板のみ	シーボルトの門人で、宇和島藩召し抱えの医師・三瀬諸淵と楠本イネの娘・高子が結婚し新居を構えた場所。
佛海寺	－	公開	宇和島藩医・富澤禮中、賀古朴庵ら蘭学者の墓がある。
穂積陳重・八束生家跡(市史跡)	不明	説明板のみ	明治期に兄弟ともに法学者として活躍した穂積陳重、八束の生家。生家長屋門の建物は、宇和島城内の藤兵衛丸跡に移築されている。
高野長英の居住地跡(市史跡)	宇和島市	説明板のみ	幕府の追及から逃れるため、8代宗城の保護によって宇和島に潜伏していた。現在は観光拠点として明治以降に建て替えられた古民家が復元改修されて建つ。住居内部は非公開。
樺崎砲台跡(市史跡)	宇和島市	公開	幕末、宇和島藩が西洋築造法を導入し、宇和島湾の防備として築造した砲台の跡。
西江寺 前原巧山の墓(市史跡)	－	公開	細工師としての技能を認められ御船手方に登用される。8代藩主宗城より蒸気船建造の命を受け、日本人の手による2番目の蒸気船を完成させた。
龍華山等覚寺 桑折宗臣の墓(市史跡)	－	公開	初代秀宗の四男。桑折家の養子になり城代家老をつとめた後、俳人・歌人として活躍した。
金剛山大隆寺 山家公頼の墓所(市史跡)	－	公開	和霊騒動で非業の死を遂げた山家公頼は、公頼を慕う領民たちによって葬られた。おたまや様(和霊廟)として毎年7月例祭が行われる。
宇和津彦神社	－	公開	宇和島城下の総鎮守。秋祭りの練り物ハツ鹿踊り(市指定無形民俗文化財)は、伊達家ゆかりの仙台に由来する。
宇和島中町教会	－		米国の宣教師ランバス父子が設立した。ランバスは7代宗紀の病を回復させたことで伊達家とも繋がりが深い。
龍華山庭園(市名勝)	－	公開	初代秀宗により開山された当時の作庭と推測される。桃山時代の特徴を持つ池泉観賞式庭園。
金剛山庭園(市名勝)	－	公開	5代村候が寺の再興に着手したころの築造とされる。江戸初期の様式を残す池泉観賞式庭園。
龍光院 椎本芳室の寶篋塔(市史跡)	－	公開	天守の鬼門にあたる丘の上に伊達家の祈願所として建立された。江戸前期の俳人・椎本芳室の寶篋塔は、宇和島市最古の文学碑。また、生母が宇和島出身であった松尾芭蕉の句碑がある。
伊達秀宗の墓（夫人と殉死者四人の墓を含む）(県史跡)	龍華山等覚寺	公開	初代秀宗と殉死した秀宗の家臣4人
	金剛山大隆寺		秀宗夫人は金剛山大隆寺
伊達宗城及び夫人の墓（県史跡）	龍華山等覚寺	公開	8代宗城と夫人
宇和島藩主伊達家墓所（市史跡）	龍華山等覚寺	公開	2代宗利・3代宗寶夫妻・4代村年・6代村寿夫妻・秀宗生母・秀宗長男・宗徳夫人
	金剛山大隆寺	公開	5代村候夫妻・7代宗紀夫妻・9代宗徳・宗利夫人
伊達村年生母及び夫人の墓	法円寺	公開	

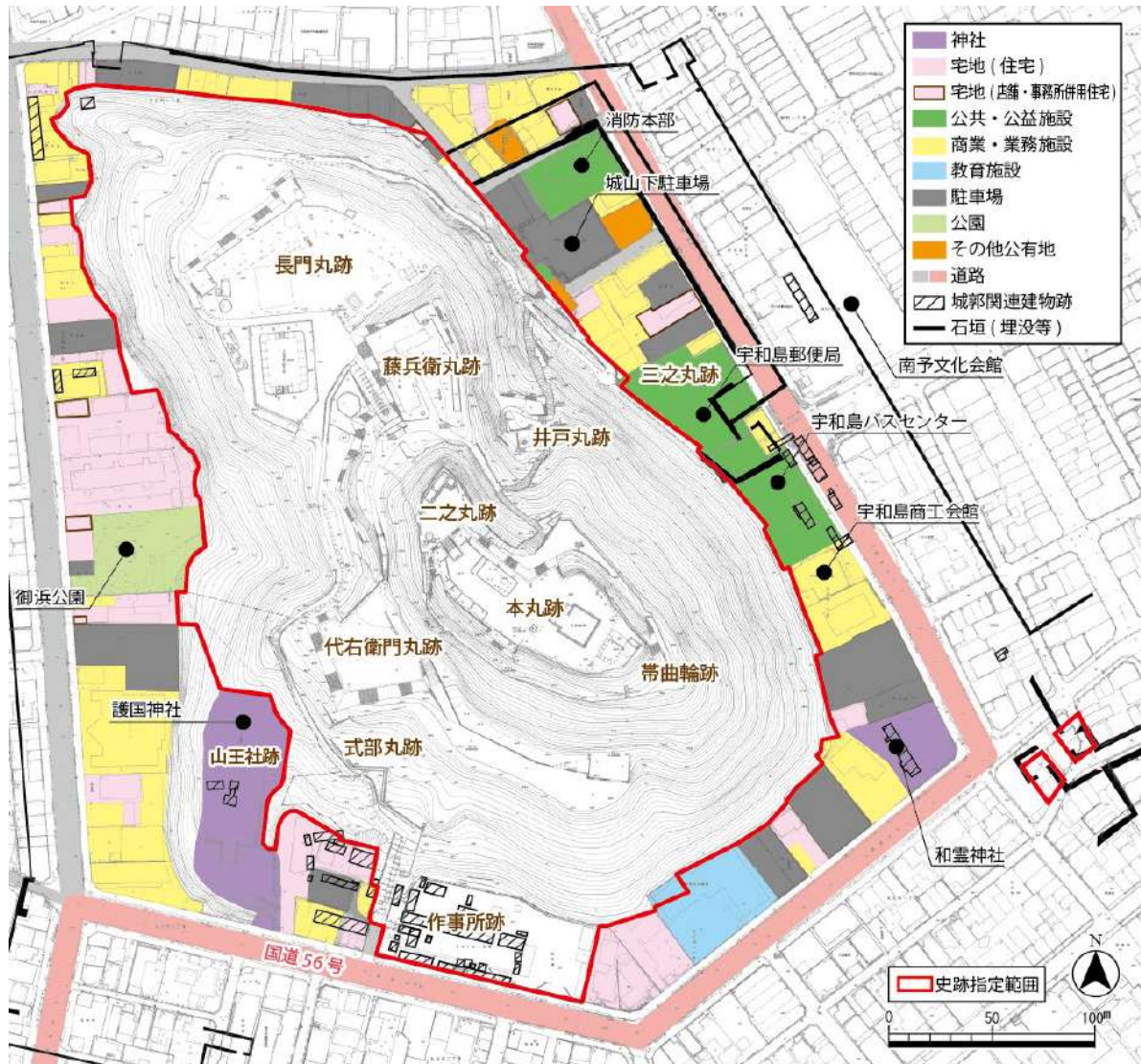
名 称	所有者	公開方式	概要・現状
大和田建樹生家跡(市史跡)	個人	説明板のみ	「鉄道唱歌」等で知られる国文学者・詩人。城山南の登山口の前に生家の屋敷が残っていたが、現在は解体され市有地に保存されている。
木屋旅館(国登録有形文化財)	宇和島市	旅館営業	明治末期創業で国の有形文化財（建造物）に登録。改装され平成 26 年(2014)、再オープンした。
児島惟謙生誕地(市史跡)	愛媛弁護士会	石碑のみ	倒幕運動参加の後、司法官となる。裁判所長を歴任し大審院長に就任。大津事件では政府の圧力に屈することなく、司法権独立の基礎を築いた。宇和島税務署側に石碑が建つ。
児島惟謙銅像	宇和島市	公開	昭和 60 年(1985)上り立ち門前に建立。
光圀寺	－	公開	明治の浪漫派詩人・中野逍遙の墓(市史跡)、別府温泉の観光開発に尽力した実業家・油屋熊八の墓がある。
穂積橋（国登録記念物）	－	公開	法学者穂積陳重ゆかりの橋。橋畔に碑がある。平成 30 年(2018)、国登録記念物(遺跡関係)に登録。
宇和島市立歴史資料(国登録有形文化財)	宇和島市	公開	明治 17 年(1884)、宇和島警察署として建築。戦後、西海町役場として移築後、平成 4 年(1992)、現在地に移築された。
西江寺庭園(県名勝)	－	公開	江戸初期の作庭。築山や平庭の随所に配石の妙が見られ桃山期の様式がうかがえる。
観光施設等			
名 称	概 要		
道の駅きさいや広場	食や物産品等を通じて宇和島の魅力に気軽に触れることのできる交流拠点施設として、平成 21 年(2009) 4 月宇和島港近くにオープン。多目的広場等のサービス施設や、市のシンボル・牛鬼を紹介する牛鬼館、特産品の真珠を展示する真珠館が併設されている。		
パフィオうわじま (平成 30 年度内完成予定)	宇和島駅前に複合施設（図書館・ホールなど）「宇和島市学習交流センター(愛称：パフィオうわじま)」を建設。		
宇和島市営闘牛場	農村で行われていた牛の「突きあい」は、和霊土俵を中心として戦前最も盛んになり、戦後は観光名物として注目されるようになった。観光用闘牛と年数回定期大会が開催されており、7 月の和霊大祭には和霊大祭場所が開かれる。		
行催事			
名 称	概 要		
和霊大祭	7 月 23 日・24 日に行われる和霊神社の夏祭り。和霊神社から丸ノ内和霊神社まで、稚児行列と御霊を移した神輿の行列が市街中心を練り歩く。		
うわじま牛鬼まつり	和霊大祭と同時に開催され、南予各地に伝わる悪魔払いの祭礼・牛鬼の練り歩きが市街中心で行われる。また、毎年 7 月 23 日の海上打ち上げ花火に併せて宇和島城の夜間開城が行われる。		
鹿踊り	初代藩主秀宗が宇和島に入部した折、仙台から伝えられた。宇和津彦神社の八ツ鹿を源流に、南予一円に広がり各地に残っている。地区によっては鹿の数が異なる。		
大武者行列	平成 27 年(2015)の宇和島伊達 400 年祭で、伊達秀宗の宇和島入部を再現した「秀宗公入部伊達五十七騎大武者行列」が開催され、翌年からも継続して実施されている。平成 30 年(2018)「伊達なうわじまお城まつり」と題して大武者行列を中心に宇和島城内でイベントが開催された。		



周辺観光資源分布状況図

5) 周辺土地利用

史跡宇和島城は、史跡指定地を取り巻くように住宅や商業・業務施設等が張りついている。またかつての城周辺を巡る歴史的道路を引き継ぐ形で国道56号が南側と東側を通っている。特に東側の国道沿いには、公共・公益施設が集中的にこの南北方向の国道沿いには、多くの公共施設や公益施設が接している。中でも三之丸跡には消防署、宇和島城への来訪者も利用している市営駐車場、郵便局といった大規模な施設がある。またかつての山王社跡は現在南豫護国神社となっている。



史跡指定地周辺の土地利用状況図

(3) 法的規制

史跡宇和島城及び周辺にかかる法的規制には以下のようなものがある。

区域、名称等			根拠法令等	規制内容等	許可等権限者
史跡指定地内	史跡	宇和島城跡	文化財保護法	現状変更、保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官の許可等
	重要文化財建造物	宇和島城天守			
	有形文化財建造物	上り立ち門	宇和島市文化財保護条例	現状変更、保存に影響を及ぼす行為	教育委員会の許可
	都市施設 都市公園 (歴史公園)	城山公園	都市公園法	行為の制限(興行、展示会等占有行為等)	市長の許可
	都市計画区域 用途地域 商業地域・近隣商業 地域	都市計画区域は全城 追手門跡周辺：商業地域 作事所跡周辺：近隣商業地域	都市計画法	3,000㎡以上の開発行為 建築物の用途・規模制限、建ぺい率、 容積率	市長の許可 (開発行為)
	景観計画区域外	全城	宇和島市景観条例	大規模建築物(建築基準法6条1項2号と 3号による)工作物・広告物の新・増・ 改築・移転・模様変え・色彩の変更等	市長に届け出
	「急傾斜地の崩壊」 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	城山斜面部	土砂災害防止法	特定開発行為の許可制、建築物の構造 規制、建築物等の移転の勧告・支援措 置等(特別警戒区域) 防災計画における警戒避難体制等の策 定・市長による情報周知(警戒区域) 対策施設(擁壁、のり枠等)設置の可 能性	知事の許可 (特定開発行 為)
	都市景観形成誘導地 区：B地区	作事所跡	宇和島城周辺都市景観 形成誘導要領	建築物・工作物の建築・設置における 都市景観形成誘導基準の遵守(高さ規 制含む16m以下)	市長に届け出
	宇和島市城山鳥獣保 護区(身近な鳥獣生 息地)	城山(平成41年10月31日まで)	鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に關 する法律	(鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の 普及啓発等が必要な区域) 狩猟の禁止	
史跡指定地周辺	周知の埋蔵文化財包 藏地	宇和島城跡	文化財保護法	土木工事等	文化庁長官に 届出
	史跡	山家公頼邸宅跡	宇和島市文化財保護条例	現状変更、保存に影響を及ぼす 行為	教育委員会の 許可
	名勝	天赦園	文化財保護法	現状変更、保存に影響を及ぼす 行為	文化庁長官の 許可
	都市計画区域 用途地域 商業地域・近隣商業 地域	城山周縁部	都市計画法	3,000㎡以上の開発行為 建築物の用途・規模制限、建ぺい率、 容積率	市長の許可 (開発行為)
	景観計画区域外	全城	宇和島市景観条例	大規模建築物(建築基準法6条1項2号と 3号による)工作物・広告物の新・増・ 改築・移転・模様変え・色彩の変更等	市長に届け出
	都市景観形成誘導地 区：A地区、B地区	A地区：国道56号城山外縁部・北 は県道269号沿道 B地区：国道56号城山側・北は市 道以南	宇和島城周辺都市景観 形成誘導要領	建築物・工作物の建築・設置における 都市景観形成誘導基準の遵守(高さ規 制含む16m以下)	市長に届け出
	国道・県道・市道	城山周縁部：国道56号、県道269 号、その他市道	道路法	道路占用等	道路管理者の 許可
	「急傾斜地の崩壊」 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域：城山裾部 直下 土砂災害警戒区域：城山周縁部	土砂災害防止法	特定開発行為の許可制、建築物の構造 規制、建築物等の移転の勧告・支援措 置等(特別警戒区域) 防災計画における警戒避難体制等の策 定・市長による情報周知(警戒区域)	知事の許可 (特定開発行 為)

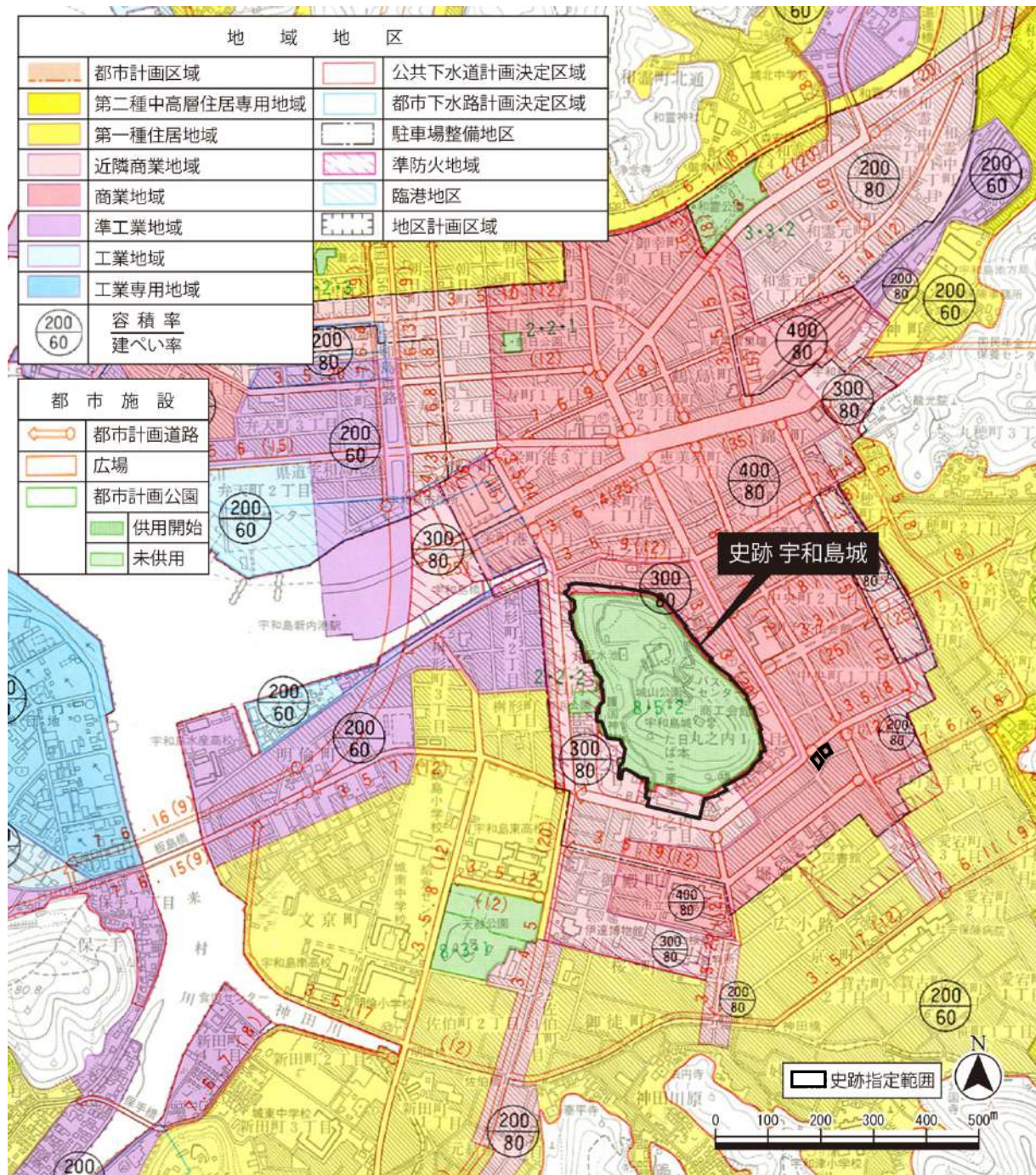
先に示した関連法令等の中で、「宇和島城周辺都市景観形成誘導要領」は、宇和島城周辺に独自に設定されている要領で、目的としては「自然及び歴史的環境と調和した個性的ですぐれた宇和島城周辺の都市景観を守り、育て、創ることについて必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、住環境の向上と良好な都市景観の形成を図る」こととしている。このため宇和島城周辺に都市景観形成誘導地区を設定し、建築物の建築・工作物の設置に際しては都市景観形成誘導基準に応じたデザイン等として、市長にその内容を届け出るように指導している。都市景観形成誘導基準は以下のような内容である。



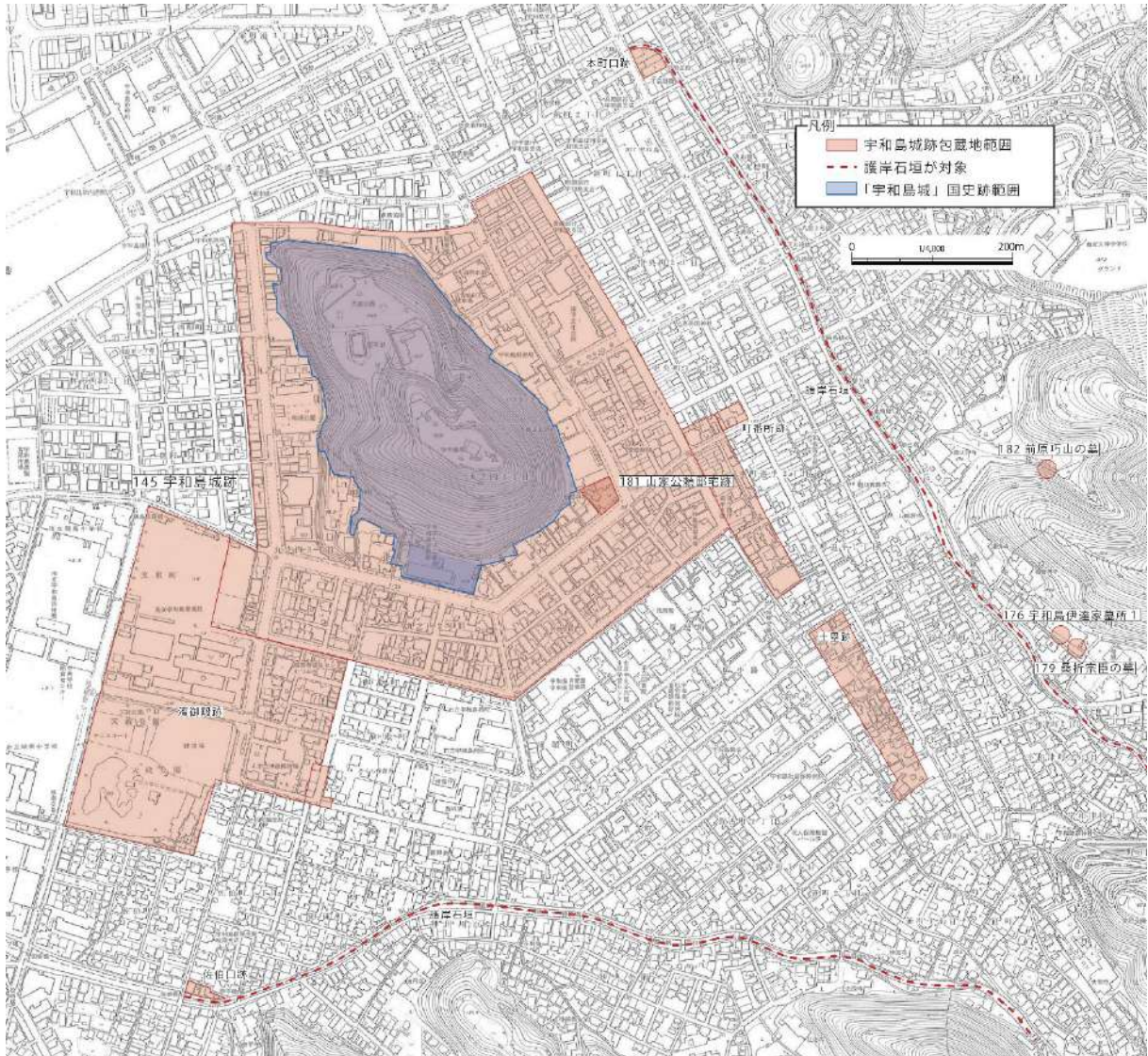
都市景観形成誘導地区
(宇和島城周辺都市景観形成誘導要領)

A地区	項 目	景 観 形 成 誘 導 基 準
建築物	形態	屋根部分のデザインに配慮する。 塔屋、屋外階段、付属建物は建物と一体感のあるデザインとする。
	色彩・素材	外壁の色彩は、城山景観に調和したものとする。 建物の素材は、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易なものを使用する。
工作物	建築設備	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）
	広告物	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。

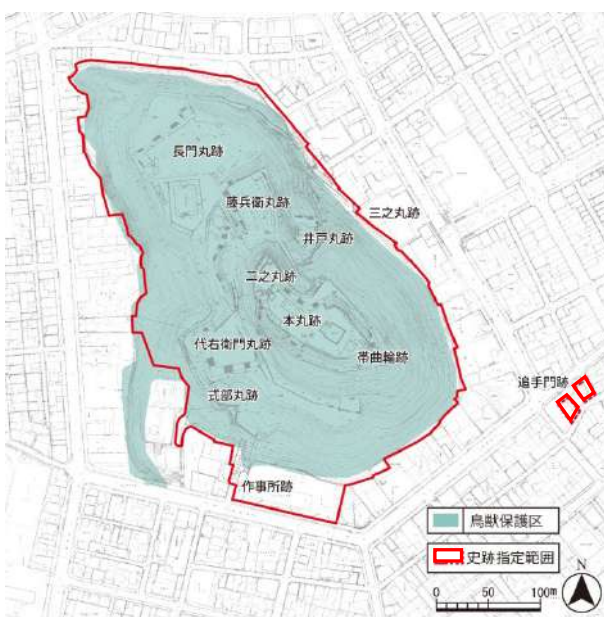
B地区	項 目	景 観 形 成 誘 導 基 準
敷地	有効空地の確保	壁面後退等により積極的に有効空地を確保する。
建築物	高さ	16m以下（塔屋を除く）（参考 地上4～5階まで） 塔屋等は城山の眺望を妨げないよう考慮する。
	形態	屋根部分のデザインに配慮する。 塔屋、屋外階段、付属建物は建物と一体感のあるデザインとする。
	色彩・素材	外壁の色彩は、城山景観に調和したものとする。 建物の素材は、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易なものを使用する。
工作物	建築設備	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）
	広告物	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。



都市計画法による用途地域・都市施設（都市計画道路・都市計画公園等）

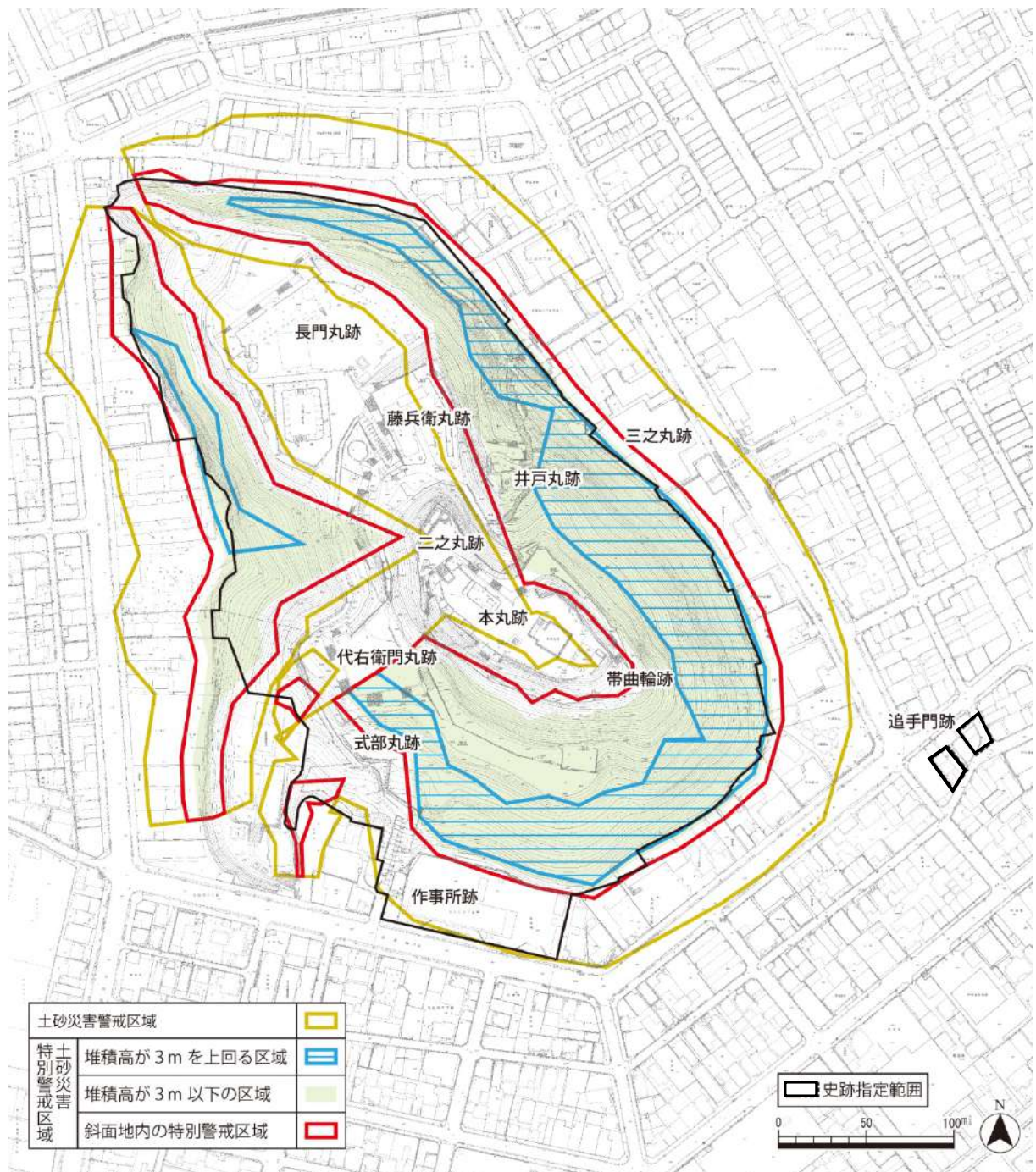


文化財保護法による史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区

下図に示す土砂災害防止法に基づく「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が、史跡宇和島城の斜面部及び史跡周縁部の斜面裾部に指定されている。急傾斜地の崩壊とはがけ崩れのことであり、急斜面地のがけ崩れによってその裾部の人家等に被害を与える恐れがある箇所が指定されている。宇和島城においては近年においても斜面の崩壊により山麓部に落石被害が発生している。愛媛県では被害の発生防止のため、平成28年（2016）より宇和島城の城山斜面部の裾部付近を中心に落石防止や斜面安定等のための「インパクトバリア工法」「タフフレキシブルフレーム」などによる急傾斜地崩壊対策事業を実施している。



土砂災害防止法による土砂災害計画区域・土砂災害特別計画区域（急傾斜地の崩壊）

第4節 宇和島城の調査成果

1 自然環境

(1) 地形・地質

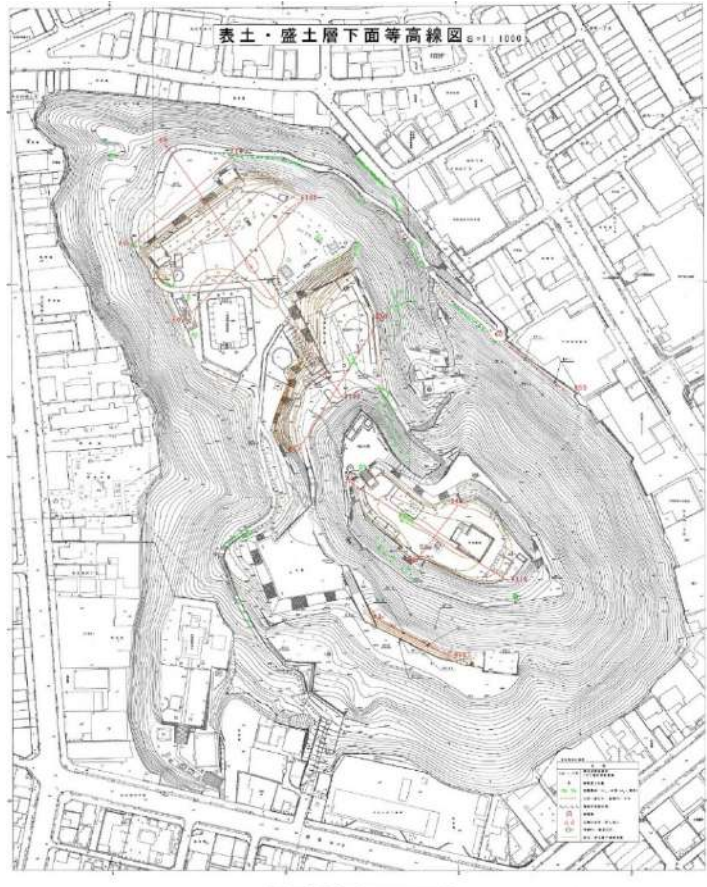
平成16年度（2004）に長門丸や本丸の平坦地において、土砂層の層厚や分布を把握するために弾性波探査と電気探査（2次元探査）を実施しており、各速度層断面図や比抵抗断面図をまとめ、簡易貫入試験や地表踏査による岩盤の露頭箇所を考慮して地質的な解釈を加え、地層推定断面図を作成、さらにこれらをもとに、表土層・盛土層下面等高線図を作成している。以下がその概要となる。

◆長門丸の北東側にある石垣部分で最も厚く土砂が分布することが分かった。その層厚は最大8m程度になる。また電気探査の結果によりルーズで空隙が多い地層と推定され、現時点では石垣の変状は少ないが留意する必要がある。この石垣から本丸方向に向かって土砂層厚が急激に薄くなる。石垣天端から15m程度離れば土砂層厚は3m程度になり、それから緩やかに本丸方向にさらに薄くなっている。長門丸の面積比で半分程度は土砂層厚1m程度と想定される。

◆地表にも所々で強風化砂岩が露頭しており、城山を切土によって造成し、土砂の大部分は長門丸北東側の石積みの築造と長門丸北西側平坦地の造成に用いられたと想定される。

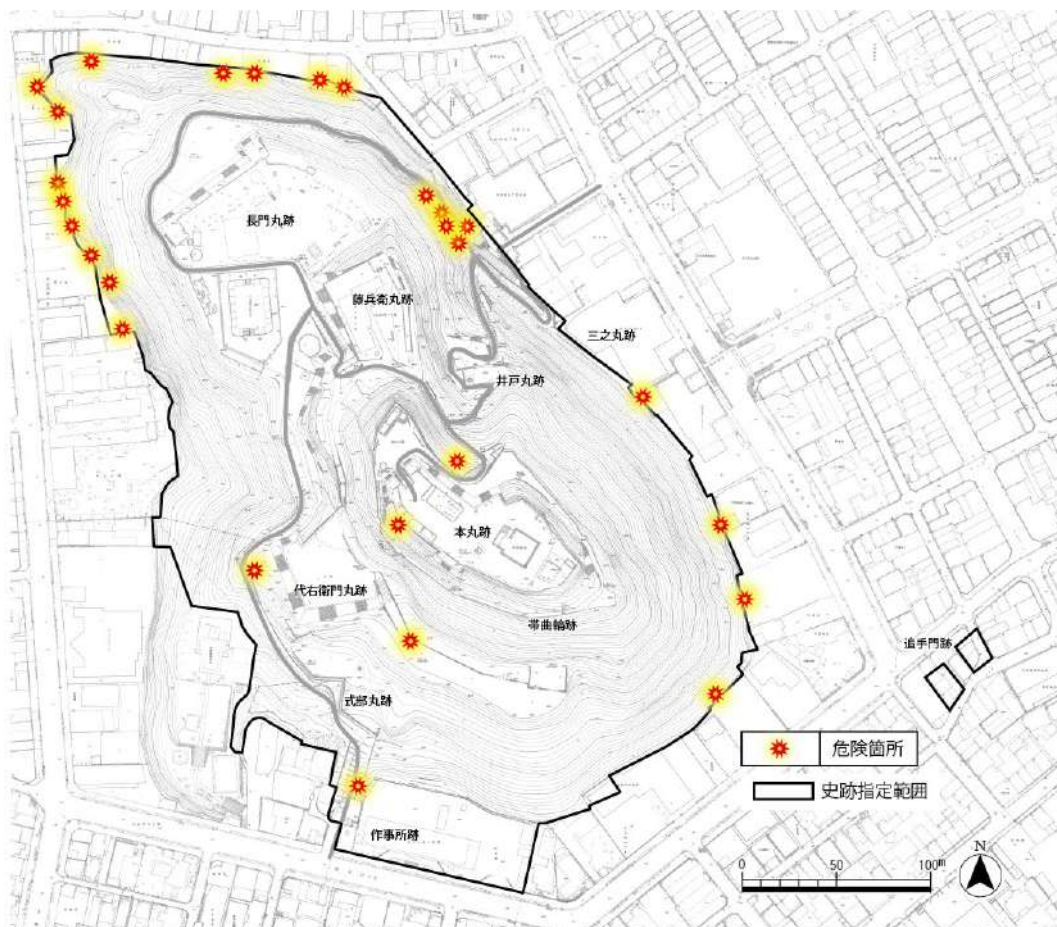


宇和島城標高図



表土・盛土層下層等高線図（平成16年度作成）

- ◆土砂層下面等高線図では長門丸の中央部に谷状の地形が推定される。藤兵衛丸西側の斜面形状から旧地形として谷状地が存在した可能性が考えられる。
 - ◆藤兵衛丸では南側の城道箇所で強風化岩が露頭しており、当箇所も切土によって造成し、西角矢倉から北側と西側の石積みを築造したと考えられる。基礎部では岩盤が浅く出現することから、石積みの沈下は見られず変状もほとんど無いようである。
 - ◆長門丸から雷門に向かう石段部分は、なだらかな地形であるが切土により築造されたと考えられる。
 - ◆本丸では同心円状ひょうたん型の土砂層下面等高線図が描け、独立峰としてあった山を切土により平坦地とし、周辺に盛りこぼして石垣を築造したと考える。中央付近には強風化岩が露頭しており、土砂層厚が薄いことを裏付ける。
 - ◆調査を実施していないが、代右衛門丸や煙硝矢倉付近は平坦面に岩盤の露頭が無く近隣で切土した形跡が無いから、建造時には本丸や藤兵衛丸から余った土砂を運搬した可能性が考えられる。また代右衛門丸から煙硝矢倉へ向かう石垣は、背面の地山部分を伸ばした勾配で土砂が分布していると想定される。
 - ◆藩老桑折氏武家長屋門南東側にある郵便局裏の三之丸跡の石垣は、標高が低く昔の海岸であったと想定されることから、岩盤が急激に変化していると思われる。
- また、平成7年（1995）以降で指定地内における落石や斜面崩壊の状況は以下の通りとなる。



宇和島城崩落危険及び近年の崩落箇所図

	
風化岩がはがれ落ちている（管理用道路沿い）	落石防止のネット（同左）
	
代右衛門丸跡の石垣崩落	本丸へいたる城道沿いの斜面崩落（二之門下）
	
本丸から帯曲輪にかけての石垣及び斜面崩落	山麓部の風化岩の露頭の危険箇所

(2) 植生

1) 植生の概況

城山の植生については、昭和2年(1927)の伊達家による調査、昭和42年(1967)作成の植物目録、平成5年の植物記録があり、早くから城山の植物については注目されており、先学者によって特性等について記録されている。昭和42年当時は、96科、452種の植物があったとされるが、現在はその種類も少なくなっているといわれている。なお、城山の植生は愛媛県を代表する照葉樹林として「えひめ森林浴八十八ヵ所」に平成15年(2003)に選ばれている。

城山には、南予を代表する植物が生育しており、中にはもともと海に面していたためか、暖地海岸性のものや亜熱帯性、熱帯性のものも含まれている。山裾の一角の岩上には、この地域では海岸極相林を成しているウバメガシやメヒシバの小群生地があり、その他トベラ、マサキ、ネズミモチなども見られる。これらは宇和島城が水城であった歴史を物語るものといえる。

草本類では、ショウガ科のハナショウガ、ツユクサ科のヤブミョウガ、サトイモ科のムサシアブミ、ユリ科のノシランなど、シダ類も含めて多種にわたっている。

◆城山の植生概観としては、暖温帯樹林といわれる常緑広葉樹(照葉樹)で構成されている。

◇ 構成種は、クスノキ、カゴノキ、シイ類、クロガネモチ、バクチノキ、ミミズバイ、タラヨウ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等である。

◆植生的特徴

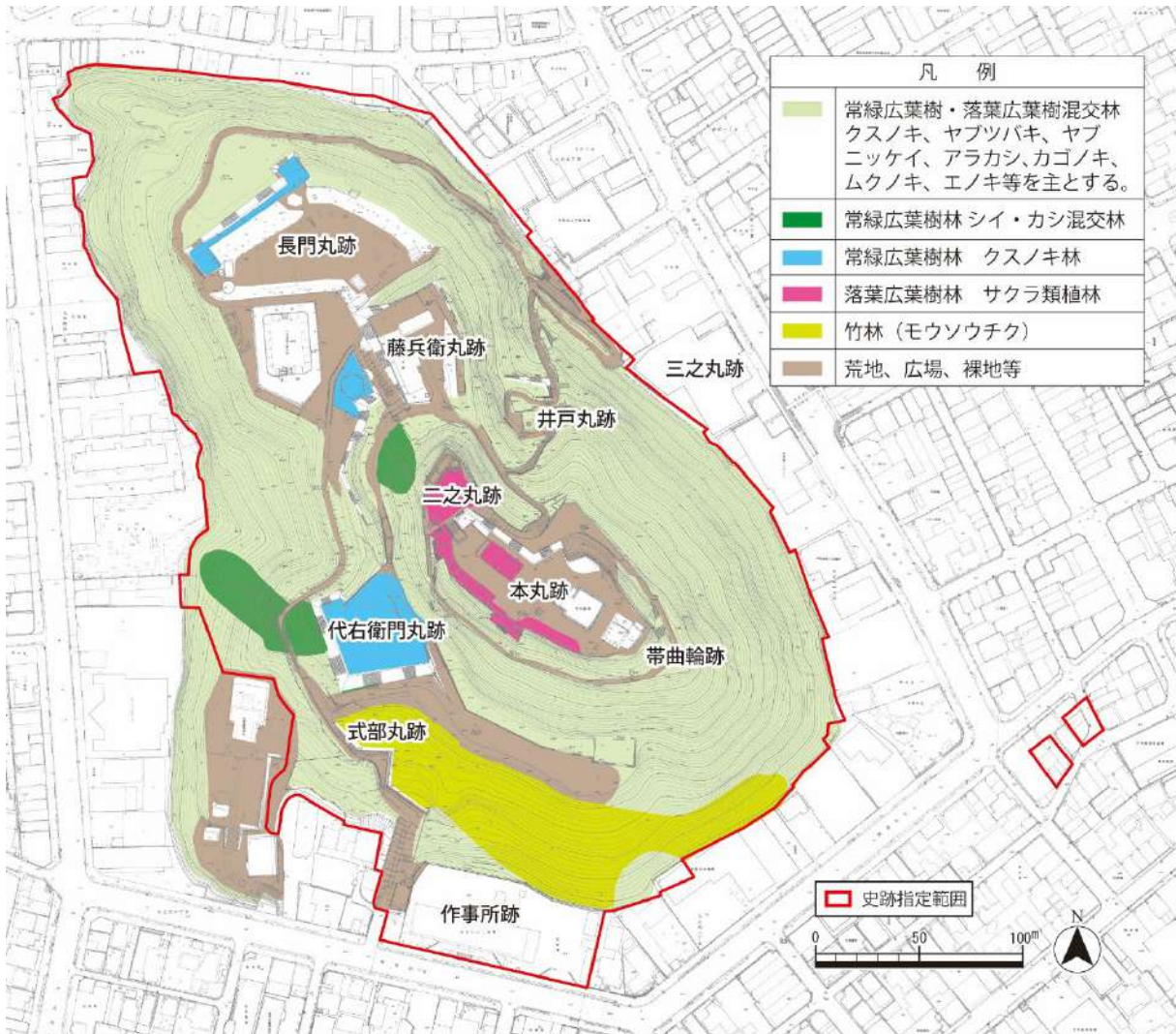
◇ この地方の特徴を表す植物が多種類集まっている。

◇ 暖温帯性のシイ・カシ・タブノキ林ではなく、シイ・カゴノキが優占している。(シイ・カシ・カゴノキで構成される極相林)

◇ 珍種としてムサシアブミ、ヤブミョウガ、ハナショウガなどが挙げられる。

◆植物構成代表種

高木層	落葉広葉樹	カジノキ、サクラ類、エノキ、ムクノキ、クマノミズキ、センダン、ハゼノキ
	常緑広葉樹	クスノキ、アラカシ、カゴノキ、スダジイ、クロガネモチ
	常緑針葉樹	イヌマキ
亜高木層	常緑広葉	バクチノキ、ヤブニッケイ、ミミズバイ、ヤブツバキ、カンザブrouノキ、タラヨウ、ウバメガシ
	落葉広葉樹	イヌビワ、アカメガシワ、カジノキ、ニワトコ
低木層		ネズミモチ、アオキ、トベラ、ヤブコウジ、クスドイゲ、カカツガユ
草本層		ハナミョウガ、ヤブミョウガ、ムサシアブミ、マメヅタ、ベニシダ、ノシラン、ユキノシタ
つる類		キツタ、テイカカズラ、オオツヅラフジ、ツルウメモドキ
タケ類		シホウチク、モウソウチク



宇和島城内の植生図

2) 植生の生育環境関連の調査・検討

宇和島城の樹叢は市街地に位置する照葉樹林として生態学的にも非常に価値があるものとされている。しかし、樹叢内は間伐等の手入れはなされていないため、適正な生育環境に無いこと、宇和島城は史跡指定地内であり、石垣等城郭遺構が残存する箇所に樹木もともに生育しており石垣等の遺構に損傷を与えている箇所がみられるなどの問題がみられる。また周辺の市街化で宅地等諸施設が山裾を取り巻いており、大雨や台風・地震などの自然災害に伴い樹木と地盤が一体的に崩落する恐れも生じている。このため、樹叢の適正な管理方法や今後の方向性を探るために、林内の照度や土壌浸透機能など宇和島城の樹叢の生育環境の調査が平成 20・21 年（2008・2009）に実施された。調査者は宇和島城保存活用計画策定委員会の委員でもある江崎次夫愛媛大学農学部教授（当時）である。以下調査の概要(*)を示す。

*平成 21 年 6 月 21 日「宇和島城保存整備事業第 1 回学習会」資料『城山の緑を考える』を加筆修正

①現状

この樹叢については、これまで昭和 2 年、昭和 43 年および平成 9 年（1997）に地元有識者による植生調査が実施されている。また、平成 9 年には立枯木や風倒木の調査も実施され

ている。しかし、それらを基にした人為的な維持管理は実施されていないため、樹叢内に一歩足を踏み入れればよくわかるが、樹木間の競争により優劣の差が生じて、劣勢木が多くなり、景観を阻害しているだけでなく、病虫害も発生しやすく、風雨害にも弱い樹林となっている。

そこで、適正な樹叢管理を行う計画書立案のための予備調査として、平成20年3月と4月に林内をくまなく踏査した。その結果、樹叢の計画的な維持管理に加えて、樹木の根系や枝葉が宇和島城の石垣や遺跡に大きな影響を及ぼしており、貴重な文化財の保護という面からも早急な対策が必要であることが判明した。

②調査

平成20年の予備調査に基づいて、平成21年3月10～11日にわたる踏査調査の結果、現在の樹叢内は非常に暗くなっており、下層植生も貧弱で少なく、土壌が劣化し、土壌侵食が発生している箇所も随所で見られた。また、これまで間伐が行われた形跡も見あたらないため、胸高直径20cm前後の樹木は、樹高に対して胸高直径が小さいという無間伐材に特有の林分状態にあり、樹叢が本来持っている防災機能が著しく低下している可能性が指摘された。そして、具体的に防災面から宇和島城の樹叢状態を検討するために林内の相対照度（林内の照度／林外の照度×100）、土壌浸透能（土壌への1時間当たりの雨水の浸透量）および形状比（樹高／胸高直径）を測定した。

㊦相対照度：林内30箇所で測定した相対照度は、すべて10%以下であった。手入れを実施している健全な森林は相対照度が30%以下になると枝打ちや間伐を実施し、林内照度を維持している。間伐を実施しない林分では下層域の照度が不足するために、下層植生が減少して貧弱となり、その結果、土壌が劣化し、上述したように土壌表面が雨滴によって侵食される。

㊧土壌浸透能：測定は、樹叢内の15箇所で行った。その結果、1時間当たりの浸透能は、100mm/hrから150mm/hrであった。適期に手入れを実施している林内の浸透能は、天然生広葉樹林で260mm/hr（村井・岩崎、江崎）程度であることから、宇和島城樹叢の浸透能は通常の森林の38%から58%であり、著しく小さな値を示している。これは手入れを実施していないために林内照度が不足し、それが下層の植生に影響を及ぼすことを前述したが、次にそのことが土壌侵食や土壌劣化に連動し、最終的に浸透能の低下に結びついている。

㊨形状比：形状比は、胸高直径20cm前後を中心として、80～110であり、通常に管理された森林の70前後に比べ、著しく大きな値を示している。これも無間伐による弊害であり、大風や雪の被害を受けやすい状態にある。また、立木密度が高くなっている箇所では、立木の枝葉は梢端部のみとなっていることから、これらの立木は特に風や雪の被害を受けやすい状態にある。



台風による倒木（平成16年台風16号）

③宇和島城樹叢の課題

以上の因子を基に、貴重な文化財である石垣や遺跡の保護面と、防災面から宇和島城の樹叢の管理について検討した結果を、次に取りまとめる。

【史跡と植生との関係】

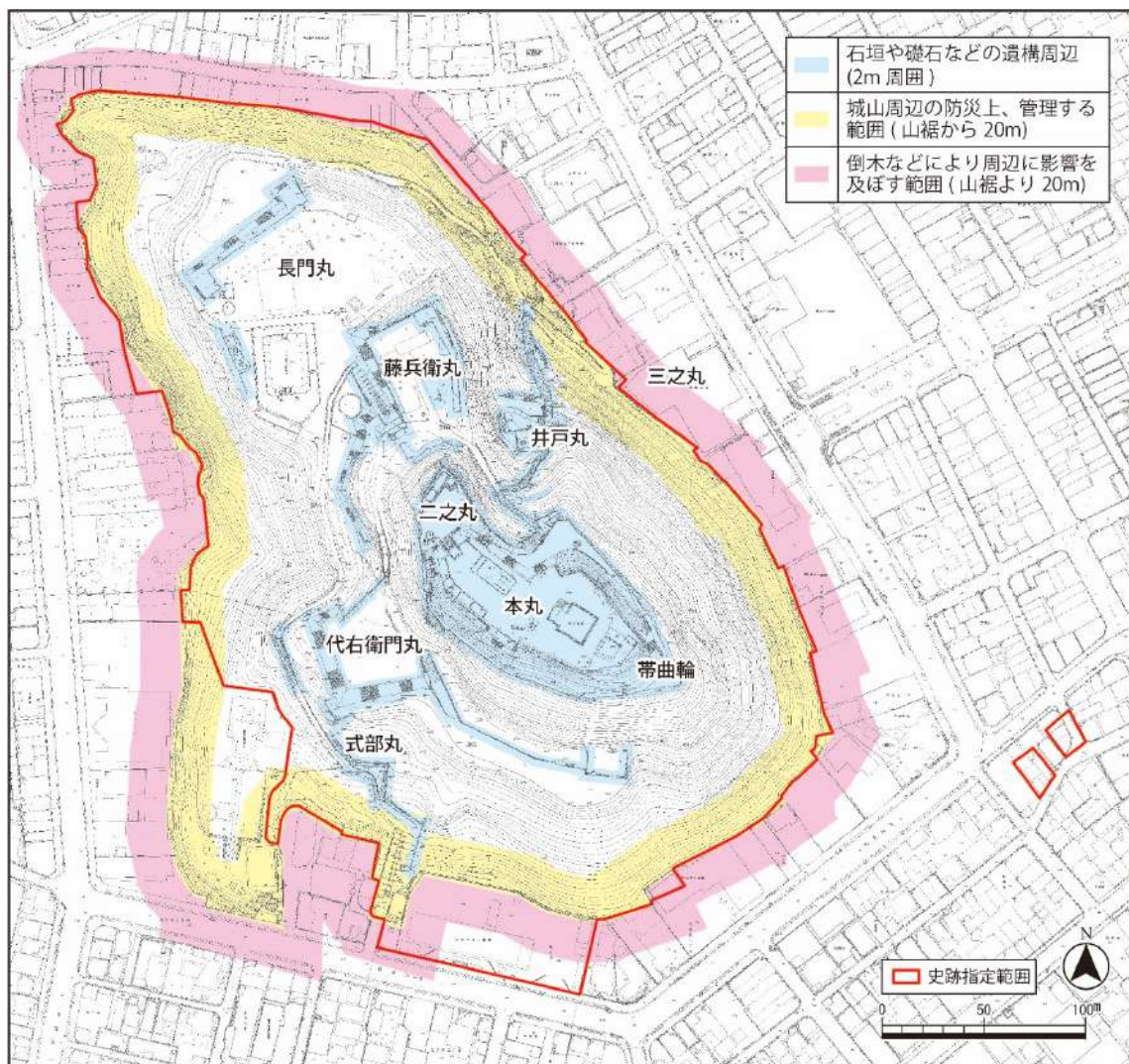
- ◆本丸周辺の史跡である石垣や遺跡に影響を及ぼしている樹木や近い将来その恐れのある樹木は、原則として伐採する。(石垣天端及び石垣基礎部に根系が入っている、或いは可能性が考えられる場合)。
- ◆天端から山手側 2 m 及び基礎部から法尻側に 2 m の範囲の樹木についても原則として伐採する。2 m を超える範囲であっても、樹冠幅(枝や葉などの茂っている部分の幅)が石垣に被さっている樹木については、樹木根が石垣まで及んでいるため、また、高木となるクス、エノキ、ムクノキ、アラカシなどについても、石垣に影響を与える恐れがある場合には、必要に応じて最小限の伐採を行う。
- ◆本丸広場に植栽されているソメイヨシノ、オオシマザクラ、ヤマザクラなども石垣に影響を及ぼしていると同時に病気にも感染し、サクラの平均的な寿命にも近づいているため、早急に後継樹の準備が必要である。後継樹を植栽する際には、樹種に応じて石垣天端から 2 m から 5 m 程度離すことが貴重な文化財である石垣を保護する見地より重要となる。

【防災的見地からの検討】

- ◆これまで宇和島城の樹叢は、手入れがまったく実施されてなかったため、相対照度が非常に低くなって下層植生が少なくなり、土壌侵食が随所で発生し、土壌浸透能も著しく低下している。このため、樹叢が本来持っている土砂崩壊防止、土砂流出防止や土壌保全機能などの防災機能は著しく低下しており、究極的な状態に近いものと判断される。
- ◆特に、民有地との境界付近は、傾斜が 30° から 40° と急峻な場所が多くなっており、豪雨の際には下層植生が少ないため、表面流が発生し、これが表層崩壊につながる可能性が考えられる。このような場所に、クス、エノキやムクノキなどの樹高 20m 以上の高木が乱立しているため、台風や豪雨の際には根元や根系部に大きな荷重がかかり、樹木の倒壊やこれに伴う斜面の崩壊につながる可能性が考えられる。被害を最小限に抑えるためには、樹木の根元からの伐採や、幹の途中からの伐採が必要である。
- ◆計画に基づいた早急な対策が実施されなければ、宇和島城の樹叢は大雨、雪、大風や台風などの自然災害によって大きな被害を受ける確率が非常に高くなると推察される。愛媛県は、平成 16 年に 7 個の台風の来襲を受け、東予地方を中心に山崩れ、土石流、流木などにより、約 530 億円の被害を受けたが、このような台風が宇和島周辺を襲った場合、宇和島城の樹叢は壊滅的な被害を受ける可能性が指摘される。

④今後の方向性

以上のように、宇和島城の樹叢は、これまで手入れがされず放置されたことの影響により、貴重な文化財である史跡の石垣や遺跡に大きな影響を及ぼすと共に、自然災害に対して無防備状態で、防災的にも非常に弱くなっており、貴重な文化財である史跡の保護と、防災上の視点から早急に計画的な伐採や間伐などの手入れの必要性であるが、地域住民には里山としての主体的な関わり方が求められ、今後は史跡全域の植生の長期的な維持管理計画が必要となる。具体的には、現在の植生を維持して行くのか否か、植生を今後どのように考えて行くのかを十分に検討する必要がある。また、そのために歩道や作業道の適切な配置等の検討も大切となる。それらについての具体的な整備計画を早急に立案することが重要となってくる。



植生（樹木）管理計画図

2 歴史環境調査

(1) 宇和島城の沿革と構造

宇和島城は、宇和島市の市街地中心部にこんもりとした樹林地として残された、標高約 80m の独立丘陵に築城された平山城である。

宇和島はかつて「^{いたしま}板島」と呼ばれ、宇和島城も「^{まるくし}板島丸串城」と称していた。初めて築城された年代は明らかではないが、天文 15 年（1546）に^{どうめん なつあき}道免（夏秋）城主の^{いえふじけんもつ}家藤監物が板島丸串城に入ったとあり、この頃には存在していたらしい。天正 3 年（1575）には亀が淵城を本城としていた西園寺^{のぶひさ}宣久が板島丸串城を居城とし、同 13 年（1585）、豊臣秀吉の四国平定により伊予国は小早川隆景の所領となり、同 15 年（1587）には戸田勝隆が喜多・宇和両郡を領し、板島丸串城に戸田与左衛門を居城させた。しかし、当時の城は小規模なものであったと考えられる。

文禄 4 年（1595）、秀吉により宇和郡内 7 万石に封ぜられた藤堂高虎は、板島丸串城を本城と定め、翌、慶長元年から本格的に板島丸串城の築城を開始した。城の完成は慶長 6 年（1601）で、この間高虎は関ヶ原の戦の功により伊予半国 20 万石の領主となっている。高虎は慶長 7 年より築造に着手していた今治城が同 13 年（1608）に完成すると今治城を本城として移り、板島丸串城には城代を置いたが、同年 8 月には伊勢国に転封となり、代わって富田信高が宇和郡 10 万石を封ぜられ、板島丸串城主となった。富田氏はわずか 5 年後には改易となり、宇和郡は一時藤堂高虎預かりの幕府直轄地を経て、翌慶長 19 年（1614）仙台から伊達政宗の長男にあたる^{ひでむね}秀宗が 10 万石で封じられた。翌年、秀宗は板島丸串城に入り、以来 9 代^{ちねう}宗徳の時に迎える明治 2 年（1869）の版籍奉還まで伊達氏の居城とされた。なお宇和島城と呼ばれるようになったのは伊達氏入部後の元和年間（1615～1624）である。

宇和島城の天守や御殿、門、石垣等は伊達家の時代に修築されているが、縄張は当初高虎の時代のままであったとされる。現在宇和島城は海岸部から画されているが、築城当初は城の北と西側が海に面し、南と東側も海水を取り入れた堀（一部淡水）で囲まれた 5 角形をなし、城の南と東側は堀を隔てて城下に面していた。丘陵の最高所に本丸を設けており、本丸の南寄りに 3 重 3 階、本瓦葺の独立天守を築き、北部に櫓形門（櫓門）を配し、門近くに台所を設け、周りに 6 棟の櫓があった。本丸の北西下段の張出し部に二之丸を配し、中腹部の本丸西側に代右衛門丸、本丸の北側に狭小な井戸丸、北西に藤兵衛丸を築き、さらに藤兵衛丸の北西下段に最大規模の郭である長門丸を配していた。比較的傾斜の急な斜面を利用して作られた各郭は、十分な面積がとれないため、城主の御殿のある三之丸は本丸の北側山裾部に三方を内堀で囲んで作られていた。これらの郭の要所には櫓が建ち、郭間等は門で守られていた。海と堀で圍繞された丸の内の平坦部には、三之丸の他に重臣の屋敷が山裾部を取り巻いていた。城下から城への入口は 2 ケ所設けられており、堀に面した東南端に追手門が、南西部に搦手門が開き、海に面して北東部には黒門、北西部には潮分門が配されていた。



宇和島城絵図（安政 2 年（1855）※寛延元年（1748）の写し）／（公財）宇和島伊達文化保存会蔵

現存天守は、2代宗利によって、寛文4年（1664）に天守以下の城郭全域の大修理により、同11年（1671）に完成したものである。切込はぎの天守台上に、三重三層の白漆喰の塗込造りの独立式天守を築き、石垣の西部北面の隅を張出して玄関をつけている。玄関は大型の唐風破をつけ、各面に千鳥破風や唐破風を配した装飾性の強い天守となっており、泰平の世を象徴した新しい様式である。天守は、昭和35～37年（1960～1962）の解体修理を経て現在に至っている。なお、高虎の創建した天守は、古式の望楼式で、自然の岩盤の上に築かれていた。

明治維新まで伊達家の居城とされた宇和島城は、先の寛文年間の大修理以降も度々修復の手が加えられ、現在見る石垣の多くも伊達家によって積み替えられたといわれている。また、海に面していた城の西側も新田開発により埋め立てられ、その一部を海に接するのみで、海城としての様相は江戸時代末頃には失っている。版籍奉還後、城内の櫓や門等の建物は取り払われ、現在遺存している建物は、天守と搦手口の上り立ち門のみである。

宇和島城は明治4年（1871）、広島鎮台の所管となったが、明治22年（1947）伊達家に払い下げられ、その後、昭和24年（1949）に天守と大部分の城山は宇和島市に寄付された。この間、天守と追手門は昭和9年（1934）に国宝に指定された（昭和25年の文化財保護法に基づき、重要文化財に改称されている）のに続き、昭和12年（1937）には史跡に指定されている。なお、追手門は昭和20年（1945）に戦災により焼失した。

史跡指定されているのは、城山の大部分と追手門跡と、平成28年（2016）に追加指定された搦手口東側の山麓平地部分の作事所跡を中心とする部分である。城山部分は、数百年の間自然のままに繁茂したと思われる多様な植物相が見られ、宇和島市の中心市街地の中にあって貴重な樹



宇和島城下絵図屏風（景観年代：元禄末期）※部分

林地となっている。一方、追手門跡・追加指定地を含めてかつての城を取り巻いていた三之丸をはじめとする丸之内の平坦地は都市化の波の中で宅地となり、堀も埋め立てられ往時を偲ぶことは難しい。



明治初期の追手門と土橋（正面側）

宇和島城の沿革

時代	年 号	西暦	主 な 出 来 事
安土・桃山	天正 3 年	1575	西園寺宣久、板島丸串城の城主となる
	天正 13 年	1585	豊臣秀吉の四国平定により、小早川隆景、伊予国に封ぜられる
	天正 15 年	1587	戸田勝隆、宇和、喜多両郡に封ぜられ、板島丸串城には戸田与左衛門が入る
	文禄 3 年	1594	戸田勝隆、死去
	文禄 4 年	1595	藤堂高虎、宇和郡内 7 万石に封ぜられ、板島丸串城を本城とする
	慶長 元年	1596	高虎、板島丸串城の築城を始める
	慶長 3 年	1598	高虎、朝鮮の役の功により、1 万石を加増される
	慶長 6 年	1601	板島丸串城の築城工事完成
江戸	慶長 13 年	1608	高虎、今治城の完成に伴い、今治を居城として移り、板島丸串城に城代をおく。8 月、高虎、伊勢の津に転封。富田信濃守信高、宇和 10 万石に封ぜられ、板島丸串城を本城とする
	慶長 18 年	1613	10 月、富田信高、坂崎出羽守と争い改易される。宇和郡十万石は一時幕府の直轄地となり、藤堂高虎預かり、藤堂新七郎、城代となる
	慶長 19 年	1614	12 月 28 日、伊達秀宗、宇和郡十万石に封ぜられる
	元和 元年	1615	伊達秀宗、板島丸串城に入る
	元和 3 年	1617	将軍秀忠より伏見城千畳敷御殿を拝領し、板島丸串城三之丸に移築。同時に拝領した伏見城下馬札二枚を追手門、搦手門に建てる
	寛永 2 年	1625	山王社を再建
	寛永 15 年	1638	11 月 11 日、城の鬼門に竜光院を建立
	正保 元年	1644	向新町を作り始める
	慶安 元年	1648	向新町ができる
	慶安 2 年	1649	2 月 5 日、大地震により追手見付の大石が抜け、同所西方石垣が崩壊する
	慶安 3 年	1650	尾川孫右衛門、追手等の破損を修繕する
	承応 3 年	1654	大阪屋仁左衛門、大浦に新田を築き始める
	明暦 3 年	1657	7 月 13 日、宗純、分地願いを出し、21 日許可され、8 月 16 日、吉田 3 万石を分地。宇和島藩は 7 万石となる。 秀宗隠居し、宗利が 2 代藩主となる
	万治 元年	1658	6 月 8 日、秀宗死去
	万治 2 年	1659	鈴木忠右衛門、古谷九太夫が城普請を行う
	万治 3 年	1660	6 月 18 日、城内に落雷あり、天守閣が破損
	寛文 3 年	1663	6 月 9 日、山王社を城内に建て遷宮。別当は神宮寺
	寛文 4 年	1664	城普請始まり（奉行は松根市郎右衛門、添奉行は古谷九太夫）、寛文 11 年落成する
	寛文 6 年	1666	追手門完成。カズラ石はこの時にできたという
	寛文 11 年	1671	搦手門の板橋、完成
	寛文 12 年	1672	2 代宗利、浜御殿を築き始める
	延宝 2 年	1674	三之丸に馬屋を作る。須賀川下新田を築き始める
	延宝 4 年	1676	浜御殿完成
	天和 元年	1681	大浦新田を築き始める
	元禄 6 年	1693	宗賛（仙台伊達綱宗の三子）、3 代藩主となる

時代	年 号	西暦	主 な 出 来 事
江戸	元禄 9年	1696	7月4日、徳川幕府から宇和島領7万石を10万石に直すことを許可される
	元禄 13年	1700	樺崎神田（現御幸町朝日町）が完成。向新町新屋敷の区画がきまる
	元禄 14年	1701	4月10日、三之丸新館が落成
	正徳 元年	1711	宗賢死去し、村年、4代藩主となる
	享保 20年	1735	村年死去し、村候、5代藩主となる
	寛延 元年	1748	内徳館を建て陽州を教授とする
	寛政 6年	1794	村候死去し、村寿、6代藩主となる
	文政 7年	1824	宗紀、7代藩主となる
	天保 3年	1832	敷教館を明倫館と改称する
	弘化 元年	1844	宗紀隠居し、宗城、8代藩主となる
	嘉永 元年	1848	高野長英、宇和島に来る（翌年去る）
	嘉永 6年	1853	村田蔵六（大村益次郎）宇和島に来て、4年間留まる
	安政 2年	1855	樺崎に砲台を築く
	安政 4年	1857	元年の地震で破損した追手長矢倉と石垣を修理する（奉行は菊池市郎兵衛、小川五郎兵衛）
	安政 5年	1858	宗城、将軍の継嗣問題一橋派として活動 11月、宗城、隠居し、宗徳、9代藩主となる
	文久 3年	1863	7代宗紀、浜御殿の一角に隠居場として南御殿を築造し、移居する。南御殿に天赦園の作庭を命じる 7月、三之丸御殿を取り除く 11月、宗城、命により入京し、有力諸公六名の一人として参与に任命され、翌年4月帰る
	元治 元年	1864	戒山に砲台を築く
明治	慶応 2年	1866	天赦園完成 6月24日、27日、公使パークスらの乗ったイギリス軍艦三隻が宇和島に入港。 25日、宗城らが英艦を訪問。27日、三之丸で英兵訓練を行う
	慶応 3年	1867	4月、宗城入京。兵庫開港、長州処分等につき四侯会議を行い、8月に帰る。 12月23日宗城上京、27日議定になる
	明治 元年	1868	4月21日、宗城、外国官知事となる
	明治 2年	1869	5月版籍を奉還し、宗徳、宇和島藩知事となる
昭和	明治 4年	1871	大阪鎮台の所管となる
	明治 22年	1889	伊達家に払い下げられる
	昭和 9年	1934	天守と追手門、国宝（現行の重要文化財に相当）に指定される
	昭和 12年	1934	国の史跡に指定される
平成	昭和 20年	1945	戦災により追手門が焼失する
	昭和 24年	1949	天守と大部分の城山が宇和島市に寄付される
	昭和 25年	1950	文化財保護法により、天守が重要文化財に指定される
	昭和 35年	1960	天守を解体修理（昭和37年修理完了）
平成	平成 28年	2016	作事所跡等が国の史跡に追加指定される

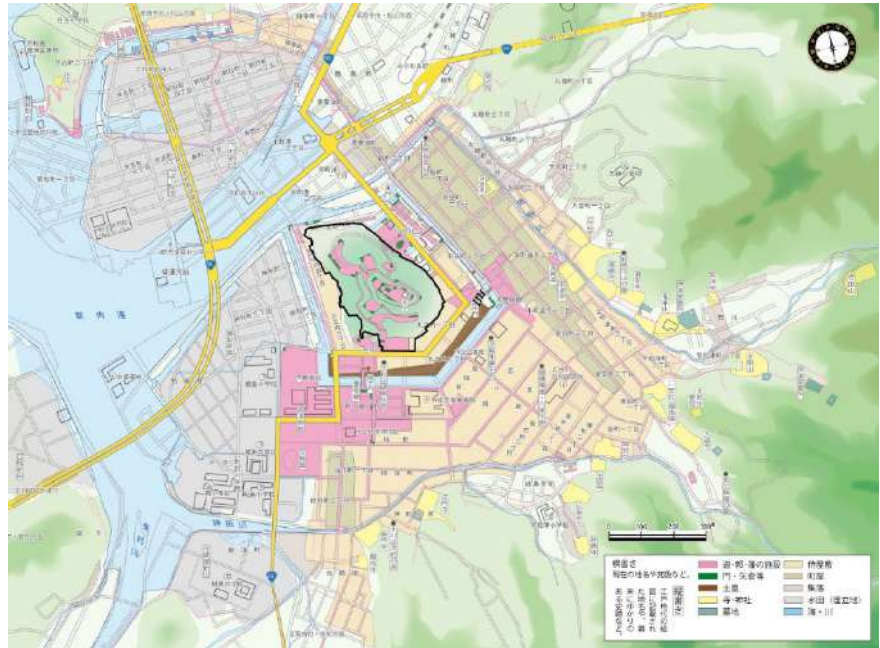
(2) 破損と修理の記録

時代	所有者	城主(城代)	年号	西暦	破 損 ・ 修 復 記 録		
戦国	西園寺宣久 天正3年(1575)～ 天正13年(1585)				不 明		
	小早川隆景 天正13年(1585)～ 天正15年(1587)						
	戸田与左衛門 天正15年(1587)～ 文禄4年(1595)						
	藤堂高虎 文禄4年(1595)～ 慶長13年(1608)	藤堂高虎	慶長元年	650	築城開始。慶長6年(1601)落城		
	富田信高 慶長13年(1608)～ 慶長18年(1613)	富田信高			不 明		
	藤堂高虎 慶長18年(1613)～ 元和元年(1615)	藤堂新七郎(良勝)					
江戸	伊達家 元和元年(1615)～ 明治2年(1869)	<初代> 秀 宗 元和元年(1615)～ 明暦2年(1657)	寛永13	1636	修復にとりかかる		
			慶安2	1649	大地震、御城石垣その他多く破損		
			慶安3	1650	石垣修復にとりかかる。(本丸他)		
		<二代>宗 利 明暦2年(1657)～ 元禄6年(1693)	寛文4	1664	3月城普請(寛文の大改修)始まる(寛文11(1671)落成)		
			寛文5	1665	5月、風雨により破損		
			延宝元	1673	天守櫓、大坂陣物師に注文 大風雨、城石垣崩れ、峰少々崩れる。破損屋、石垣修復の事		
		<三代>宗 賢 元禄6年(1693)～ 正徳元年(1711)	宝永4	1707	大地震、城内所々破損		
			享保6	1721	雨降り続き、城破損		
				享保7	1722	城破損修復伺い	
		<五代>村 候 享保20年(1735)～ 寛政6年(1794)	延享元	1744	城内ならびに外曲輪石垣修復		
			寛延2	1749	地震により城その他破損		
			宝暦4	1754	大風で矢倉、家中屋敷被害		
			安永9	1780	城矢倉破損場所見分		
			天明3	1783	6月、天守修復成就		
		<六代>村 寿 寛政6年(1794)～ 文政7年(1824)	寛政3	1791	城破損場所見分		
			寛政8	1796	城内の塀を練り塀(粘土・瓦)とする。		
			文化10	1813	天守・矢倉・塀修繕のために小屋掛けする。		
			文政3	1820	天守2重修復。		
			文政4	1821	4月、城塀の控柱を杉にする。		
		戸	文政6	1824	8月、天守屋根修復		
				11月、天守廻り修復			
				8月、御休息矢倉成就			
				文政7	1831	8月、城代城見分、櫓形門・木形・鉄砲・弓矢倉ほか	
				天保2	1831	6月、強風にて数々破損。	
			天保2	1831	2月、弓矢倉・櫓形門矢倉及び櫓形門修繕。		
				(八代)宗 城 弘化元年(1844)～ 安政5年(1858)	安政元	1854	11月、大地震により、城内多く破損。天守破損、矢倉24棟破損、同4棟倒、本丸石垣3ヶ所孕(間数25間) ※安政二年幕府届出書より (参考) 延享年間の矢倉数 33棟
					安政3	1856	右髪矢倉、塀長さ6間風雨のため倒壊。
			安政4		1831	地震による破損箇所の修復願届出。月、弓矢倉・櫓形門矢倉及び櫓形門修繕。	
			<九代>宗 徳 安政5年(1858)～ 明治2年(1869)	万延元	1860	4月1日、御城修繕御覧・・・(藍山公記)。地震による破損箇所の修復概ね終了か？	
明治	兵 部 省 明治4年(1871)～ 明治23年(1890)				不 明		
大正	伊 達 明治23年(1890)～ 昭和24年(1959)						
昭和	宇和島市 昭和24年(1959) ～		昭和35	1960	天守解体修理(～昭和37年)		
昭和42			1967	都市公園特殊公園(歴史)設置。防災施設工事(～昭和43年まで)			
平成		昭和46	1971	8月5日台風19号により轆轤矢倉周辺の石垣が崩落(幅7m、高さ10m)			
		昭和59	1984	ウバメガシの生垣、休憩施設設置。			
		平成4	1992	防災設備工事(昭和42～43年設置設備の改修。～平成5年まで)			
平成6		平成6	1994	天守修理(壁、建具など。平成6年まで)			

※ゴシック表記：破損記事

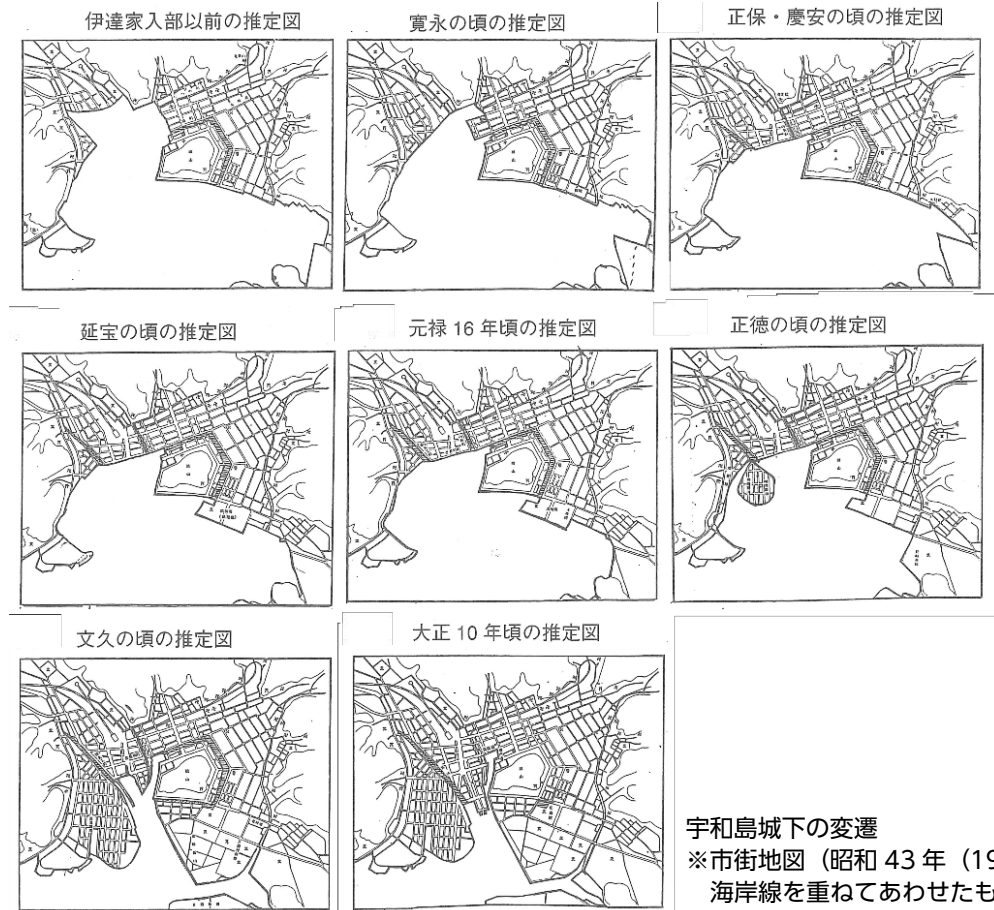
(3) 城と城下の変遷

伊達家史料によれば、西園寺宣久の時代の城下町は小規模で、辰野川も城に近く、戸田から藤堂の治世の段階で大きく城下町を拡張していった。また辰野川、神田川をそれぞれ山沿いに、須賀川を北に付け替えて町域を広げたとも記されている。富田信高の時代には外郭を広めることにより、城下町の北東部エリアの造成が可能となり、また南



安政・文久頃(1854～1864)の城下を重ねた現在の中心市街地図

西部には商人町と職人町、東部には職人町が作られ、城を中心に放射状に道路が張り巡らされ、町割が完成している。元和元年（1615）伊達家の入部以後は侍屋敷と町人町、さらに新田開発と湾を埋め立て、拡張整備に幕末まで取り組んでいる。



宇和島城下の変遷

※市街地図（昭和 43 年（1968））に各時代の海岸線を重ねてあわせたもの

3 遺構関連調査

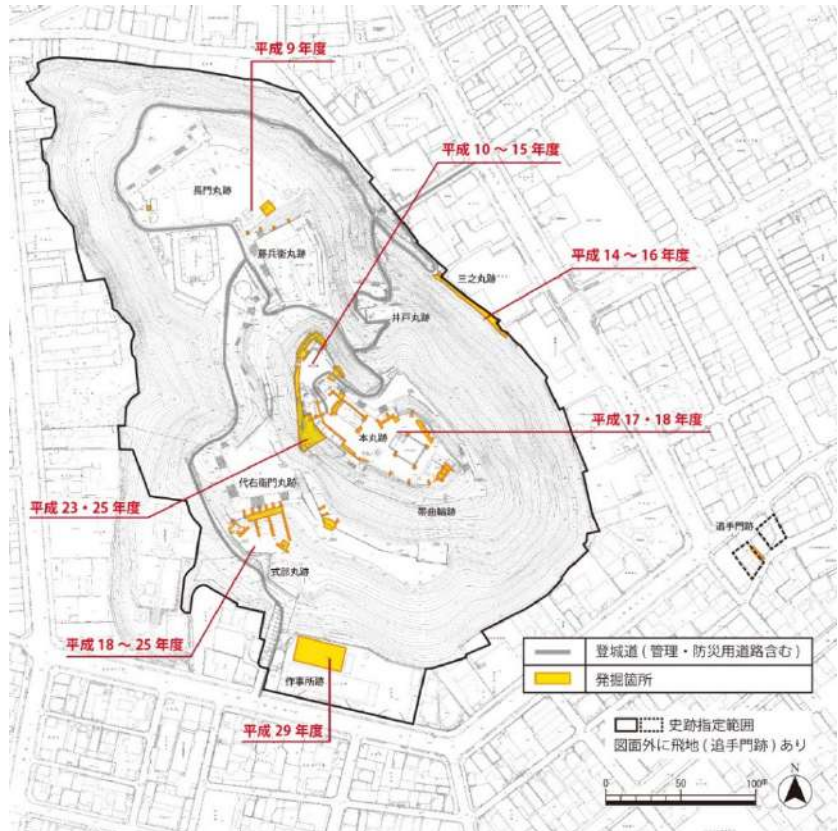
(1) 発掘調査

1) 指定地内の調査

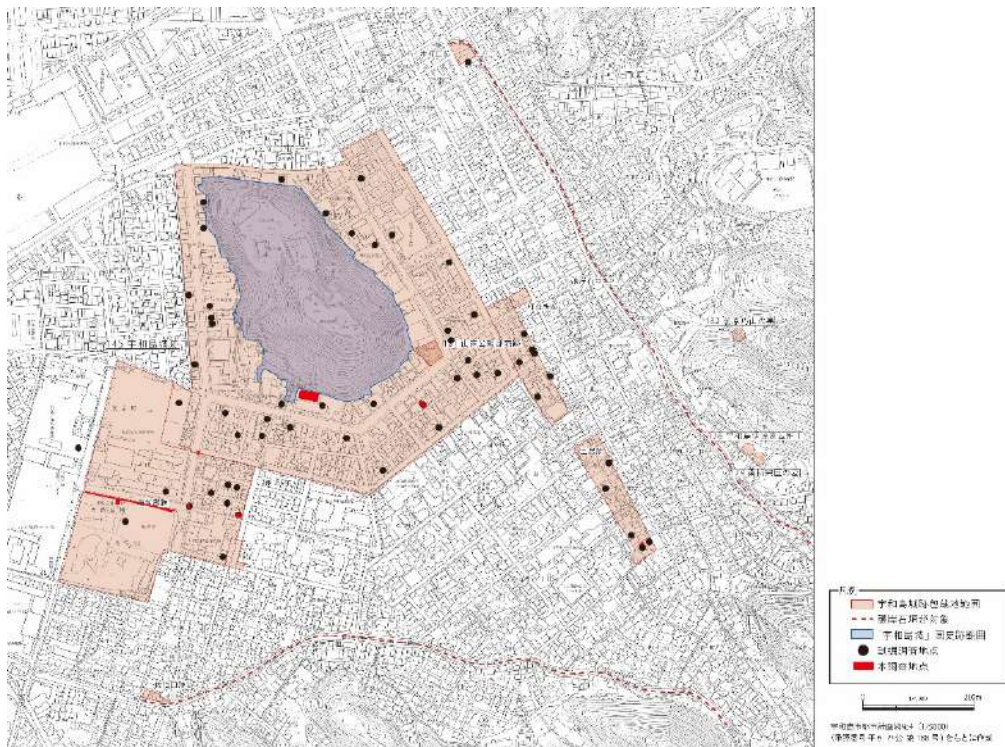
平成9年(1997)の藤兵衛丸跡石垣の事前遺構調査着手後、緊急を要する石垣修理に伴う二之丸跡、三之丸跡での遺構確認、石垣解体調査、風雨災害等により崩落した代右衛門丸跡、本丸跡での発掘調査を実施している。また平成29年(2017)には追加指定を行った作事所跡にて遺構確認調査を実施、城内では初となる鍛冶関連遺構などを確認している。

2) 包蔵地内の調査

平成6年(1994)より、山麓部周辺を周知の埋蔵文化財包蔵地を設定、平成12年(2000)にはその範囲を拡張し、総郭及び城下町部分の発掘調査も実施されるようになり、堀石垣や厩跡などが確認されている。



指定地内における発掘調査箇所図



包蔵地内における発掘調査箇所図

指定地内の主な調査成果	包蔵地内の主な調査成果
	
◆二之丸跡 埋没石垣検出状況 石垣修理解体調査によって確認された埋没石垣。17世紀前半、寛文の改修前の石垣と考えられる。また同時期の陶磁器類も数多く出土し、同層位から現在の文様とは異なる瓦当を持つ多様な瓦が出土。	◆搦手口跡周辺 石垣（石壇）・堀検出状況 包蔵地が拡大されるきっかけとなった駐車場建設に伴う緊急確認調査。近代の埋め立て後、初めて発掘調査にて堀及びその幅が確認された。検出された石壇は寛文の改修時のものと推測される。
	
◆三之丸跡 石垣解体調査状況 石垣修理解体調査によって、裏込などの背面耕造により、近世及び近現代の修理痕跡が確認された。また焼土層から一括性の高い17世紀前半代の遺物群や絵図などの資料では確認できていなかった石垣や防空壕跡も検出している。	◆追手門跡 石垣（根石）検出状況 土地所有者からの依頼を受け実施した遺構確認調査。昭和26年の追手門石垣撤去後、初めて確認された。根石については、自然石がもちいられており、現存しているものは慶長期まで遡る可能性が示唆されている。
	
◆作事所跡 遺構検出状況 近代の学校施設の礎石により、一部かく乱を受けているが、作事所に伴うと考えられる時期の異なる複数の鍛冶関連遺構が検出され、鉄滓などの資料も大量に出土した。また建築材が埋没していた池状遺構や礎石遺構も確認している。	◆厩跡 遺構検出状況 個人住宅建設に伴う緊急確認調査。御浜御殿の一面に位置していたが、礎石の配置から、城内初の厩跡の検出となった。個人住宅は建設されたが、遺構は盛土により現地保存されている。

(2) 建物調査

1) 宇和島城天守

宇和島伊達家2代宗利が寛文6年(1666)頃に再建したもの。3重3階 総塗籠^{そうまろうごめ}式、層塔型天守。高さ15.72m(礎石～大棟)、1階軒面積212.75㎡。1階は3間(6m)四方の身舎に幅1間半(3m)の武者走りを巡らせた6間四方、2階は武者走りを1間縮めて5間四方、3階は4間四方となり、各階とも完全な正方形となり、下から上へ規則正しく1間ずつ通減させている。各階の装飾性の高い破風や懸魚などから太平の世を象徴するものとして評されるとともに、小さいながらも御殿建築の意匠が随所に見られ、非常に格式を重んじた造りとなっている。

万延元年(1860)、昭和35年(1960)に大修理を受けているが、往時の姿を今もなお伝え、昭和9年(1934)国宝指定(現重要文化財)を受け、また現存12天守のひとつに数えられる。

また未指定物件ではあるが、天守1階には万延元年(1860)に製作された10分の1の縮尺で製作された雛形が保管されている。材料はケヤキ材でつくられ、床板や野地板の板材を省略し、構造を見せる形状となっている。同じく1階に保管されている板札により製作年代がわかる貴重なものである。



2) 上り立ち門

城山南側の追手道口に位置し、武家の正門とされる薬医門形式をとる。桁行3.6m、梁間2.1m、切妻造、本瓦葺。江戸期の修理記録は今のところ不明、昭和57年(1982)と平成17～18年(2005～2006)に修理が施されている。

現存する薬医門としては最大級で、控柱のAMS分析によって、1430～1530年以後に伐採された木材であることが分かり、創建年代が最古の慶長期(1596～1601年の藤堂創建期)まで遡る可能性がある。



3) 藩老桑折氏武家長屋門

家老桑折氏の武家長屋門。桁行 15.4 m、梁間 4.1m、切妻造、棧瓦葺。昭和 38 年に市の指定文化財となる。

昭和 27 年（1952）、戦後の復興事業に伴う道路拡張に伴って撤去せざるを得なくなり、桑折氏の好意により現在の位置に移転された。

建築年代は不明で、元禄 16 年(1703)以後の屋敷替えとなった際に改造されたとも推測されているが、その確証は得られていない。移転前には桁行が 35mであったが、移転時に門番等の居住空間として使用されていた左室が大幅に撤去され、桁行は往時の約半分 15 mになってしまっている。また両脇にあるトイレの付与やもともと馬屋であった右室が居住部屋として改築されているなど、移転前後に外観も内部構造もかなりの改変が行われてしまっていることが容易に想定できる。

修理については昭和 57 年（1982）のものが記録として残されており、屋根の葺き替え、不陸調整、土壁の補修がなされている。



4) 城山郷土館

弘化 2 年（1845）、三之丸（調練場）跡に建てられた武器庫。藩政時代の名称は『山里^{やまざと}倉庫』といわれている。桁行 30m(15 間)、梁間 6 m(3 間)、切妻造、棧瓦葺。明治以降伊達家所有の倉庫『伊達倉庫 8 号倉庫』として利用されるが、昭和 41 年（1966）、伊達家より譲渡され、昭和 42 年（1967）に現在地に解体移築し、郷土館として当初は民具資料等を展示、平成 27 年（2015）から偉人関係の展示をおこなっている。



解体移築工事の資料は今のところ確認できていないが、移転前の図面が残され、庇の除去や玄関及びトイレの敷設など部分的な改変が入っていることが分かる。

現在のところ文化財指定とはなっていないが、武器庫としての矢倉の現存例は少なく、文化財的価値は高い。

(3) 石垣調査

平成9年度（1997）に、石垣の保存整備に向けての事前調査として、現存する石垣の分布・状況・編年・積み方・補修箇所・崩落危険箇所等の把握を行った。以下その概要を示す。また、調査後の整備等に伴う調査等で新たな知見が得られた部分は加筆・修正している。

1) 石垣の特徴

石垣の数は一折れ間を1面として計測し、調査時点では179か所確認された。なお、その後の整備に伴う発掘調査や災害復旧工事等で埋没石垣が新たに複数確認されている。なおこの数には明らかに近現代に築かれたものは含んでいない。

① 石積み技法・石材加工

史跡宇和島城の石垣は、使用石材及び石積み技法から、基本的には「野面石の布積みまたは乱積み」「打込はぎの乱積み」「切込はぎの乱積み・亀甲積み・落し積」の3種類に分類できる。宇和島城の石垣の多くは、割石を用いた打込はぎによって積まれている。また、天守台については万延元年（1860）の天守の改築時に新たに積まれたもので、切石を用いた切込はぎの布積みとなっているのが特徴的である。また、築石は打込はぎであっても、出角部は切石を用いた算木積みとしている積み方も本丸をはじめ二之丸等には多くみられる。また、部分的に間知積み等の近現代の石積みもみられる。

出角部の形態については、築石と同様の積み方・算木積み・鈍角に積むシノギ角等がみられる。算木積みについては、自然石・割石・切石のそれぞれの場合がみられる。算木積みは、藤堂時代の石垣にもみられるが、ほぼ完成された技である。途中からその形態が崩れる場合や角石に不揃いの大石を用いたり、縦長に積んだりなどしたものも多くみられる。宇和島城の場合、寛文期の積み直しには、切石による算木積みへと変化する。

シノギ角は、時代的には天正期に多いとされる。現存する藤堂時代のシノギ角は、帯曲輪の土留石垣や代右衛門丸の石垣などにみられるが、短辺に比べ長辺が相当長い石材を用い、算木状にかみ合わせて積み上げられている。短辺が石垣面の中に入り込む形となり、いわゆる“ヤセ角”の形態をしているのが特徴的である。時代が下るとシノギ角の部分も整形されてこの特徴がなくなるものがみられるようになる。こうした例は、代右衛門丸から煙硝櫓へ続く道沿いの石垣などにみられ整ってはいるが、石垣としての強度は低い。

使用石材は自然石・割石・切石がみられるが、割石が圧倒的に多く用いられており、その割った際の矢穴が残っている石材が比較的多くみられる。矢穴は、石材が軟らかいため、他城の石垣と比べて比較的幅の広いのみを用いた跡が目立つが、時期的には慶長期のものが特に広いと考えられ、石材そのものの時代を想定することもできる。ただし、後世に積み直された場合にも、古い石材を使用している事例が多々あり、矢穴だけの形状で石垣そのものの時代特定はできない。

切石は天守台をはじめ本丸・二之丸・長門丸等の出角部に用いられている程度であるが、ノミ加工を施した精緻な仕上げがみられる。

自然石は、藤兵衛丸や代右衛門丸に目立ってみられるが、全体的に数は多くない。

②石の材質

宇和島城で使用されている石材は、「宇和島石」と呼ばれている砂岩系の石材がほとんどであり、全体に白い感じが強い色調が特徴的である。また、頁岩及び凝灰岩系のものも含まれている。

砂岩は柔らかく、加工がしやすい所から多用されているが、風化しやすいという面もあり、いわゆる解けている状態の石材もみられる。このような状況が顕著に表れているのが、天守台南面の石垣であり、天守からの雨水を集中的に受けたと考えられる部分では、石材の角や面に丸みを帯び、剥離等の状況がみられる。

③地区毎の特徴

地 区	石 積 み 技 法 等
本 丸	本丸の石垣は、割石を用いた打込はぎによる石積みが多くみられる。角部はノミ加工を施した切石を用いた算木積みが多くみられる。石材の短辺と長辺の使い方や合わせの度合いからみて、完成度は高い。天守台は、切込はぎによるもので、細かな精緻な仕上げがなされており、いわゆる亀甲積みによる意匠的な石積みとなっている。年代は、寛文6年（1666）の天守再建に際して、天守の基礎となっている岩盤の周囲を石垣で囲ったものといわれている。犬走りを設けて、直接天守の荷重がかからないように工夫されている。なお、現在の天守台は万延元年（1860）の天守の改築時に新たに積まれたもので、切石を用いた切込はぎの布積みとなっている。
二之丸・帯曲輪	二之丸の石垣は割石を用いた打込はぎであるが、御算用櫓の建築等に関連した郭の拡張が行われており、石垣も新しい積み直しがみられる。出角部は、算木積みが2箇所、シノギ角が3箇所みられる。北西部及び東部の石垣は、ハラミやズレなどの変形が顕著である。 帯曲輪は、石段や道路の石垣が多く、割石を用いた打込はぎが多くみられる。石材は比較的小さいものを用いている。
藤兵衛丸	藤兵衛丸地区の石垣は、割石を用いた打込はぎと自然石を用いた野面積みが西面及び北面の高石垣や東側の内石垣にみられる。高石垣の一部には後世の積み直しもみられる。東面の石垣は、落とし積みや石材が小さく不揃いなど技術的に問題のある後世の修理の積み方がみられる。出角部の算木積みは、北西面及び北東面石垣に各1箇所、シノギ角も東面に1箇所みられる。
長門丸	長門丸地区の石垣は、割石を用いた打込はぎが大部分を占めるが、一部には自然石を用いた石垣もみられる。出角部は切石を用いた完成度の高い算木積みが北西面の高石垣にみられる。また、規合もつけられており、寛文期の積み直しと考えられる。
代右衛門丸	代右衛門丸地区の石垣は、一部自然石が混じるものの、割石を用いた打込はぎが多くを占める。出角部には、算木積みがみられ、西面及び南面の代右衛門丸櫓の石垣や東側の石段西南部や南側の煙硝櫓の石垣には、切込はぎがみられる。南面石垣の平石は間知積みであり、近現代の積み直しと考えられる。なお、煙硝矢倉に至る石垣の一部には、独特の“鏡積み”を多用している。

地 区	石 積 み 技 法 等
井戸丸	井戸丸地区の石垣は、割石を用いた打込はぎが多いが、自然石を用いた野面積みもみられる。また、出角部には算木積みもみられる。石材は比較的小さく、不定形のものが目立つ。部分的な積み直しも多くみられる。
式部丸	式部丸地区の石垣は、割石を用いた打込はぎが多く、出角部は古式と新式のシノギ角がみられる。石材は比較的小さいものが多いが、大石の混じる不揃いのものもみられる。
桑折氏武家長屋門周辺（三之丸）	桑折氏武家長屋門周辺の石垣は、割石を用いた打込はぎであり、出角部には一部算木積みがみられる。近現代の積み直しがみられるが、石材は江戸期の石材を用いている。宇和島郵便局裏に位置する石垣は代右衛門丸同様に鏡石を多用する意匠的な特徴を持つ。
上り立ち門周辺	上り立ち門地区の石垣は、割石を用いた打込はぎが多いが、門や建物跡の石垣には切石を用いた打込はぎ、東側の土留石垣では、自然石を用いた野面積みがみられる。近現代の積み直しが上部にみられる。
城山斜面	城山斜面地区では、東側の山裾部に土留石垣がみられ、割石を用いた打込はぎとなっている。一部、自然石も混じる。また算木積みがみられる。石材は比較的大きなものが用いられている。ハラミやズレなどの変形も生じている。



藤兵衛丸の“ヤセ角”



本丸櫓形門付近の切石算木積み



三之丸御殿跡の意匠的石垣



煙硝矢倉へ至る石垣にみられる古相のシノギ角



煙硝矢倉へ至る石垣にみられる新相のシノギ角



煙硝矢倉へ至る城道沿いの鏡石を多用する石垣



本丸櫓形門付近の箱型を呈する大型の矢穴



二之丸御算用矢倉下の幕末期の石垣：損壊後盛土や積み足しによって修理



本丸御弓矢倉下の幕末期の改修石垣：修築ラインが明瞭に確認できる



寛文期の改修によって、大規模に改修された長門丸の石垣

④築造時期の推定

宇和島城の石垣は、藤堂高虎の築城から伊達家の修築、幕末期そして廃城に至るまでの間に、様々な改造の修理が為されている。現存する石垣について、現地での確認及び文献資料等の検討を加えて、時代の推定を行った。

宇和島城の石垣は、約 20 年間の藤堂時代、その後の伊達家の支配の中で寛文期の大修築、江戸時代中・後期期、幕末期、廃城後の近・現代の 5 期に大きく区分することができる。この中で、寛文期は、特に大修築が行われた時期であるので、特に江戸時代中・後期から区別するものとする。

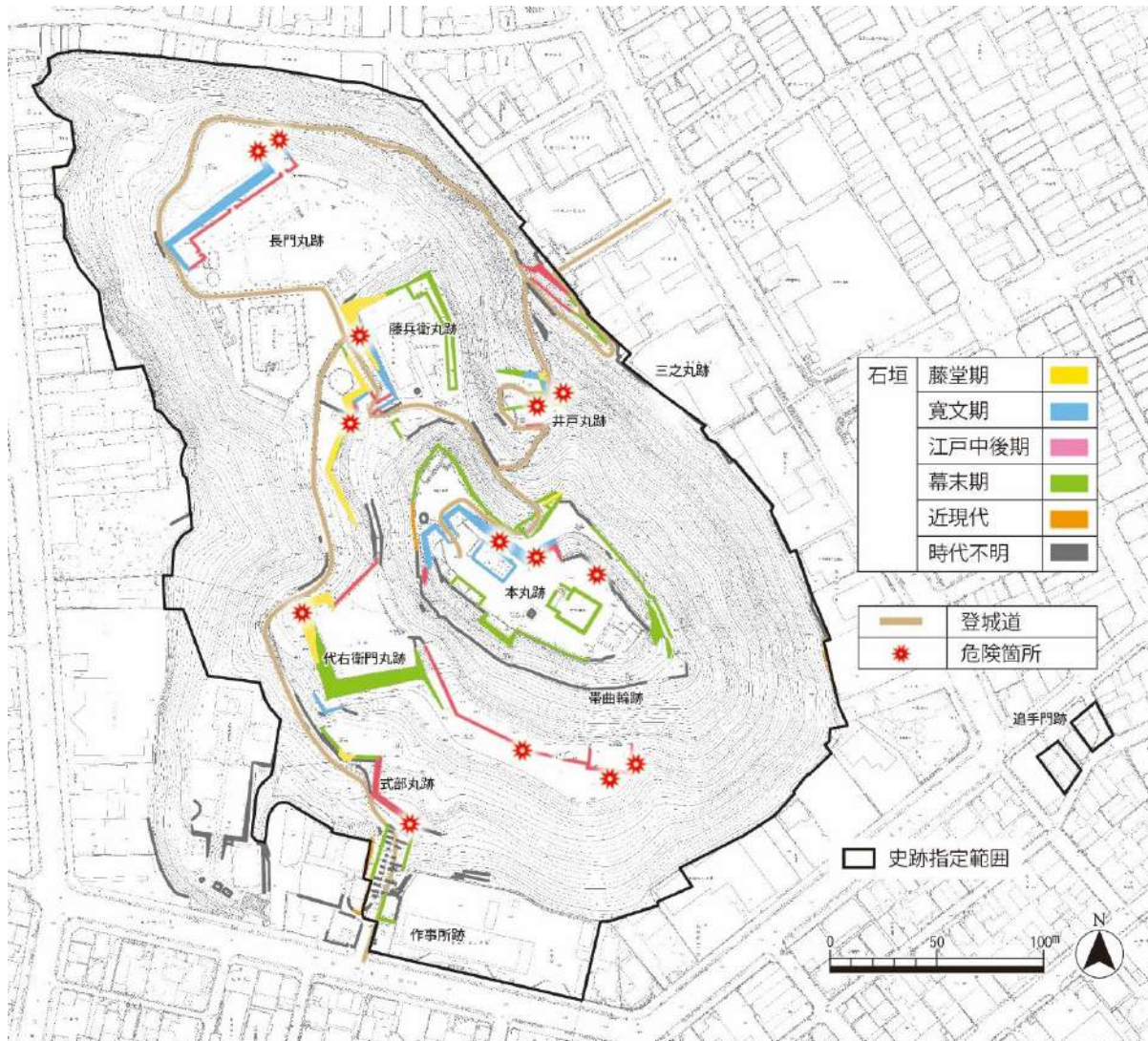
各時期はおおよそ次のような特徴がみられ、これらの特徴をもとに時代区分を行った。石垣は当初からのものが存続しているものは比較的少なく、途中で積み直されるなど修築されているものが多くを占めている。これらの石垣の時代区分は、石垣にみられる技法の違い・縦目地や横目地・石材の大小・形状・矢穴の有無・石積みの技法等現地で確認すると共に、絵図や記録等文献による検証を行って区分した。

宇和島城の石垣の時代区分と特徴

時 代 区 分	石 垣 の 特 徴
藤堂期 (文禄 4 ～ 慶長 19 年) (1595 ～ 1614)	・ 地形に合わせた典型的なシノギの技法を多用する ・ 控えの長さが短く、独特の算木積みを用いる ・ 規合（反り）が付けられていない ・ 矢穴の幅が大きい（慶長期） ・ 野面積みを多く用いる
寛文期 (万治 2 ～ 寛文 11 年) (1659 ～ 1671)	・ 規合（反り）を付ける ・ 切込はぎを出角部に用いる ・ 打込はぎを多用する ・ 完成した算木積みをなす
江戸時代中・後期 (延宝 ～ 寛政年間) (17 世紀後期 ～ 18 世紀)	
幕末期 (文化 ～ 慶応年間) (19 世紀)	・ 石材が小さく、不揃いで、規格された石材ではない。 ・ 石材同士を密に合わせる、いわゆる亀甲積みであり、江戸期後半の特徴的な石積みをなす ・ 石材の面の表面仕上げが粗く、打ち欠き仕上げが多い ・ シノギ角を算木状とせずに造る
近・現代 (明治 ～ 昭和年間)	・ 間知積等、社寺によくみられる石垣を用いる ・ コンクリート基礎などがみられる

2) 危険箇所分布状況

ハラミやズレ出し、ヌケなどによる石垣の変形が顕著な箇所の把握を行った。このうち破損が大規模なものや一部崩落等が見られたもので修理をすでに実施したもの（二之丸・三之丸・代右衛門丸・本丸）もある。



石垣の分布状況・推定築造時代区分と危険箇所図